

宮城県耐震改修促進計画

平成19年5月
平成26年3月(改定)
平成28年3月(改定)
令和3年3月(改定)
令和8年3月(改定)



宮城県

1 計画策定の背景	1
(1) 宮城県における地震被害と長期評価	1
①過去の地震被害	
②宮城県沖地震・活断層帯の長期評価	
(2) 宮城県沖地震等の被害想定	5
①第五次地震被害想定調査の前提条件等	
②建築物被害の予測結果	
(3) 住宅及び建築物のストック数と耐震化の状況	6
①住宅及び建築物のストック数	
②住宅の耐震化の状況	
③住宅以外の建築物の耐震化の状況	
④耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況	
(4) 計画策定等の経緯と背景	14
①建築物の耐震改修の促進に関する法律	
②宮城県耐震改修促進計画の策定	
③宮城県耐震改修促進計画改定の背景	
2 計画の目的	16
3 計画の位置付け	16
(1) 他法令及び計画との関係	16
(2) 計画期間	16
4 基本方針・計画の目標	17
(1) 対象地域・対象建築物	17
①計画対象地域	
②計画対象建築物	
(2) 主体別役割	17
①県	
②所管行政庁（仙台市、塩竈市、石巻市、大崎市）	
③市町村（所管行政庁を含む）	
④建築関係団体	
⑤建築物所有者等	
⑥町内会等	
(3) 耐震化の目標	19
①住宅	
②耐震診断義務付け対象建築物	

5 耐震化促進の課題	20
(1) 住宅	20
①住宅所有者の高齢化	
②対象木造戸建て住宅の台帳整備状況	
③現行耐震基準以前の木造住宅	
(2) 住宅以外の建築物	21
①耐震性の認識不足	
②耐震改修工事費用の確保	
6 耐震化促進施策	21
(1) 住宅	21
①耐震診断の促進	
②耐震改修の促進	
③台帳の整備等	
④現行耐震基準以前の木造住宅の耐震化の促進	
⑤技術者の養成	
(2) 住宅以外の建築物	23
①民間建築物	
②公共建築物	
③緊急輸送道路等の沿道建築物	
(3) ブロック塀等	25
①ブロック塀等の倒壊防止対策	
(4) 安全性の向上に資する啓発及び知識の普及等	26
①普及・啓発	
②非構造部材（落下物）及び建築設備の耐震対策	
③家具の転倒防止策	
④地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	
⑤多様な相談窓口との連携	
⑥町内会・専門家との連携	
⑦耐震基準に適合しない空き家対策	
(5) 指導・勧告等	28
①耐震診断・耐震改修に関する指導・助言、指示及び公表等	
②建築基準法による勧告又は命令等の実施	
(6) 計画の推進	28
①市町村が定める耐震改修促進計画	
②宮城県建築物等地震対策推進協議会	

巻末資料 1 宮城県における地震被害・長期評価	巻末 1
(1) 過去の地震被害	巻末 1
(2) 宮城県沖地震の長期評価	巻末 3
(3) 活断層帯の長期評価	巻末 7
巻末資料 2 宮城県沖地震等の被害想定	巻末 8
(1) 第五次地震被害想定調査の前提条件等	巻末 8
(2) 建築物被害の予測結果	巻末 11
巻末資料 3 宮城県緊急輸送道路ネットワーク計画図等	巻末 14

宮城県耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項に基づき、宮城県耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定する。

1 計画策定の背景

(1) 宮城県における地震被害と長期評価

①過去の地震被害

本県では、現在に至るまで度重なる地震被害を受けている（表1）。地震は大きくプレート間大地震である海溝型地震と内陸部の活断層等を震源とする直下型地震に分けられるが、本県においては、県の沖合から日本海溝までの海域を震源域とする海溝型地震（このうち陸寄りの海域を震源域とするものを「宮城県沖地震」という。）による被害が顕著である。

表1 宮城県周辺の過去の地震被害（_____は宮城県沖地震に該当する）

年	被害地域 又は震源域	マグニ チュード	被害の概要
869	三陸沿岸	8.3	「貞観地震」、城郭、門櫓、垣壁崩れ、倒壊するもの無数、津波が多賀城下を襲い、溺死者約1,000人。
1611	三陸沿岸、 北海道東岸	8.1	三陸地方で強震。震害軽く、津波の被害大。伊達領内で死者1,783人、南部、津軽で人馬死3,000余人。三陸沿岸で家屋流失多く、北海道東部でも溺死者多かった。
1646	陸前、岩代、 下野	6.5~ 6.7	仙台城、白石城で被害。日光東照宮の石垣破損。江戸でも強かった。
1793	陸前、陸中、 磐城	8.0~ 8.4	仙台藩で1,060戸余壊れ、死者12人。津波があり、大槌、両石で71戸損壊流出、死者9人、気仙沼で300戸余流出。
1835	仙台	7.0	仙台城の石垣がくずれ、家土蔵に破損あり。江戸で有感。
1861	陸前、陸中、 磐城	6.4	陸前の遠田、志田、登米、桃生の各郡で特に被害が多く、家屋損壊、死傷者あり。
1896	三陸沖	8.5	「明治三陸地震津波」、震害はなし。津波により県内の死者3,452人、家屋倒壊854戸、流失家屋3,121戸。
1897	仙台沖	7.4	岩手、山形、宮城、福島で小規模の被害。一ノ関で家屋破損が72戸。
1900	宮城県北部	7.0	遠田郡で最も激しく、県全体で死傷者17人、家屋全壊44戸、半壊48戸、破損1,474戸。
1933	三陸沖	8.1	「三陸地震津波」、震害は少なかった。津波が太平洋沿岸を襲い、三陸沿岸で被害が甚大。県内の死者170人、行方不明138人、流失家屋950戸。
1936	金華山沖	7.5	福島、宮城両県で非住家全壊3戸、その他小被害もあった。
1960 5.23	チリ沖	8.5	「チリ地震津波」、津波が日本各地に襲来。津波により県内の死者45人、行方不明9人、建物流失434戸。

1962 4.30	宮城県北部	6.5	「宮城県北部地震」、築館、石越、小牛田付近径40kmの範囲に被害が集中した。死者3人、住家全壊340戸、半壊1,114戸。橋梁、道路、鉄道の被害が多かった。
1978 6.12	宮城県沖	7.4	「1978年宮城県沖地震」、県内の死者27人、負傷者11,087人、住宅の被害で全壊1,377戸、半壊6,123戸、特にブロック塀の倒壊による被害が多かった。
2003 5.26	宮城県沖	7.1	深さ約70kmのスラブ内地震、震央の位置から三陸南地震とも呼ばれる。負傷者174人、住家全壊2、半壊21、深いため次の地震に比べ被害は小規模。
2003 7.26	宮城県北部	6.4	陸域の逆断層型地殻内地震。同日に大きな前震M5.6と余震M5.5も起こって連続地震と呼ばれた。M6級だが浅く、震源域に局所的に大きな被害が出た。負傷者667人、住家全壊1,276、半壊3,809。3ヶ所で計測震度6強を記録した。
2005 8.16	宮城県沖	7.2	日本海溝やや陸寄りの逆断層型プレート境界地震。1978年の宮城県沖地震震源域の南半分で発生。負傷者100人、全壊1、半壊0、最大震度6弱（川崎町）。東北地方太平洋沖で最大13cmの津波（石巻市）
2008 6.14	岩手県内陸 南部	7.2	「岩手・宮城内陸地震」、岩手・宮城県境付近の山間地での逆断層型地殻内地震（深さ8km）。死者17人、行方不明者6人、負傷者426人、住家全壊30、住家半壊146（2010.6現在）、最大震度6強、4,000ガル以上の加速度などを観測。建物被害よりも地すべりなどの斜面災害が目立った。
2011 3.11	三陸沖	9.0	「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」、日本海溝沿いの沈み込み帯の大部分、三陸沖中部から茨城県沖までのプレート境界を震源域とする逆断層型超巨大地震（深さ24km）、3月9日にM7.3の前震、震源域内や付近の余震・誘発地震はM7.0以上が6回、M6.0以上が97回、死者19,782人、行方不明者2,550人、負傷者6,242人、住家全壊122,053、住家半壊284,074（余震・誘発地震を一部含む。2025年3月現在）、死者の90%以上が水死。最大震度7（栗原市）、震度6強を県内13市町村で観測。
2011 4.7	宮城県沖	7.2	東北地方太平洋沖地震の震源域内の地震だが、太平洋プレートの逆断層型スラブ内地震（深さ66km）、死者4人、負傷者296人、住家全壊36以上、住家半壊27以上（消防庁、宮城県による：2023年3月現在）最大震度6強（仙台市・栗原市）、震度6弱を県内15市町村で観測。
2011 4.11	福島県浜通り	7.0	東北地方太平洋沖地震の周辺誘発地震で正断層型地殻内地震（深さ6km）、井戸沢断層の近傍で地表地震断層が現れた。死者4人、負傷者10人（2023年3月現在）、最大震度は6弱（福島県、茨城県の4市町村）
2012 12.7	三陸沖	7.3	東北地方太平洋沖地震の周辺、日本海溝付近の正断層型地震（深さ49km）、死者1人、負傷者15人、最大震度5弱（宮城県含む5県9市町村）
2021 2.13	福島県沖	7.3	太平洋プレートの逆断層型スラブ内地震（深さ55km）、東北地方太平洋沖地震の震源域で10年以内に発生したので、同地震の最後の公式な余震、死者2人（ほかに関連死1）、負傷者187人、住家全壊144、半壊3,070、最大震度6強（宮城県蔵王町含む2県4市町）
2022 3.16	福島県沖	7.4	太平洋プレートの逆断層型スラブ内地震（深さ57km）、震源は上の地震にごく近い、死者3人（ほかに関連死1）、負傷者248人、住家全壊224、半壊4,630、最大震度6強（宮城県登米市、蔵王町含む2県5市町）

資料／理科年表2025（令和7年）、新編日本被害地震総覧

②宮城県沖地震・活断層帯の長期評価

国の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「推進本部」という。）では、これまでに海溝型地震の長期評価を行ってきており、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を受け、平成23年11月に「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版）」（以下「第二版」という。）を公表したが、平成23年11月の改定は東北地方太平洋沖地震の直後であり、同地震やその影響に関する調査研究はその途上にあつたため暫定的な評価であつた。

その後の平成31年2月、東北地方太平洋沖地震から約8年が経過し、震源域や沿岸域における調査研究が大きく進展したことに伴い、長期評価手法の検討途上ではあるが、新たに得られた知見を取り入れることで第二版を改訂し、「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」として公表した（表2）。

表2 海溝型地震の長期評価の概要（基準日 令和8年（2026年）1月1日）※1

領域または地震名		長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔		
			10年 以内	30年 以内	50年 以内	最新発生時期		
日本海溝沿いの地震	プレート間地震	超巨大地震 (東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550年～600年 程度 ----- 14.8年前	
		宮城県沖	7.9程度	9%	20%程度	40%程度	109.0年 ----- —	
		小さいプレート間地震 ひとまわり	宮城県沖	7.0～7.5程度	50%程度	90%程度	90%程度 以上	12.6～14.7年 ----- —
			宮城県沖の 陸寄りの地震 (宮城県 沖地震)	7.4前後	0.001% ～ 5%	80%～ 90%程度 以上※3	90%程度 以上	38.0年 ----- 14.8年前
		海溝寄りのプレート間 地震（津波地震等）	Mt8.6～9.0※2	9%	30%程度	40%程度	102.8年 ----- —	
	プレート内地震	沈み込んだ プレート内の地震	7.0～7.5程度	30%～ 40%	60%～ 70%	80%～ 90%	22.0年～ 29.4年 ----- —	
海溝軸外側の地震		8.2前後	2%	7%	10%程度	411.2年 ----- —		

「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」（令和8年1月14日、地震調査研究推進本部地震調査委員会）より

※1 宮城県に関連する長期評価の抜粋である。

※2 Mtは津波マグニチュード（津波の高さの空間分布を使って算出する地震の大きさの指標）を示す。

※3 「宮城県沖の陸寄りの地震」は一般的に「宮城県沖地震」と呼ばれる繰り返し発生する地震であり、地震調査委員会の長期評価における「宮城県沖」の地震の領域内で発生する。「宮城県沖の陸寄りの地震」の発生確率はBRT分布を用いて計算しているため、想定した次の地震が起きないかぎり、年数経過とともに地震発生確率値は増加する。一方、「宮城県沖」の地震の発生確率はポアソン過程で計算しているため、年数経過は関係なく、地震発生確率値は変わらない。そのため、「宮城県沖の陸寄りの地震」の発生確率は、これを含む「宮城県沖」の地震の発生確率を上回ることがある。

また、推進本部では、海溝型地震と同様に、活断層で起きる地震についても長期評価結果を公表している。

本県には3つの主要活断層帯があり、それぞれの断層帯全体が1つの区間として活動する場合の地震規模及び発生する長期確率が公表されている（表3）。

表3 主要活断層帯の長期評価の概要（基準日 令和8年（2026年）1月1日）

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔
		30年 以内	50年 以内	100年 以内	最新活動時期
長町ー利府線断層帯 ^{※1}	7.0～7.5程度	1%以下	2%以下	3%以下	3,000年程度以上 約16,000年前以後
福島盆地西縁断層帯	7.8程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	8,000年程度 約2,200年前以後-3世紀以前
双葉断層 ^{※2}	6.8-7.5程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	8,000年-12,000年程度 約2,400年前以後-2世紀以前

「主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和8年（2026年）1月1日）＜都道府県別＞」より

- ※1 長町ー利府線断層帯は、最新活動時期が約16,000年前以後と求められているが、平均活動間隔3,000年に対して十分に絞り込まれていない。このため、地震発生確率の計算に際しては、ポアソン過程を用いた。
- ※2 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴い、双葉断層では、地震発生確率が表の値より高くなっている可能性がある。

(2) 宮城県沖地震等の被害想定

①第五次地震被害想定調査の前提条件等

平成23年に発生した東日本大震災後、被災市町村において復興に向けたまちづくりがある程度進展したと判断し、令和3年度から令和5年度の3か年にかけて第五次地震被害想定調査を実施した。

これまでの調査では宮城県沖地震は単独型と連動型の2つを対象としていたが、第五次地震被害想定調査では表4に示す4つの地震を対象としている。

表4 地震被害想定調査における対象地震

地震被害想定調査	対象地震
第三次調査 2002(H14)～2003(H15) 第四次調査 2010(H22)～2011(H23) ※第四次調査は東日本大震災で中断	宮城県沖地震（単独型）、宮城県沖地震（連動型） 昭和三陸地震（津波のみ）、長町-利府線断層帯地震
第五次調査 2021(R3)～2023(R5)	①東北地方太平洋沖地震、②宮城県沖地震（連動型） ③スラブ内地震、④長町-利府線断層帯地震

②建築物被害の予測結果

建築物被害のうち、揺れによる被害（液状化、揺れ（強震動）、急傾斜地崩壊）について、想定地震別に本県の被害予測結果を表5に示す。

表5 全県における建築物の被害予測結果一覧表（揺れによる被害）

被害項目		東北地方 太平洋沖地震	宮城県沖地震 （連動型）	スラブ内地震	長町-利府線断層帯 地震
液状化	全壊	5,031棟	4,695棟	5,122棟	1,410棟
	半壊	25,974棟	24,744棟	26,433棟	8,883棟
揺れ	全壊	1,661棟	717棟	4,154棟	3,323棟
	半壊	6,297棟	3,493棟	12,148棟	9,260棟
急傾斜 地崩壊	全壊	3棟	3棟	4棟	3棟
	半壊	7棟	6棟	9棟	7棟

※揺れによる建物被害の予測結果は、冬18時の全・半壊棟数

(3) 住宅及び建築物のストック数と耐震化の状況

①住宅及び建築物のストック数

令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）によれば、県内の住宅総数は983,900戸であり、その所有関係別、構造別の内訳は表6のとおりである。所有関係別にみると、持ち家が60.0%である。構造別では木造が64.3%を占めている。持ち家に着目すると、持ち家全体の約80%を木造住宅が占めている。

表6 所有関係別・構造別住宅数（単位：戸）※

構造	木造(a) (a/c)	非木造(b) (b/c)	合計(c) (c/d)
持ち家	469,700 (79.6%)	120,400 (20.4%)	590,100 (60.0%)
借家	141,600 (39.6%)	215,800 (60.4%)	357,400 (36.3%)
併用住宅	21,200 (58.2%)	15,200 (41.8%)	36,400 (3.7%)
合計	632,500 (64.3%)	351,400 (35.7%)	(d) 983,900 (100.0%)

資料：令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）（四捨五入の関係で合計が合わないところもある）

※空き家は含まれていない。

また、時期別、構造別の内訳は表7（平成30年10月現在、令和5年10月現在）及び図1のとおりである。建築時期別にみると、建築基準法に定める新耐震基準施行（昭和56年6月1日）より前に建設された住宅（旧耐震基準の住宅）が17.2%を占める。

平成30年から令和5年までの推移では、昭和55年以前が1.6ポイントの減となり、昭和56年以降は5.4ポイントの増加となっており、旧耐震基準の住宅が減少していることが分かる。住み替えや建替によって減少したものと考えられる。

表7 建築時期別・構造別住宅数（単位：戸）※

<平成30年10月現在>

建築時期	昭和55年以前 (a) (a/e)	昭和56年 ～平成12年 (b) (b/e)	平成13年以降 (c) (c/e)	時期不明 (d) (d/e)	合計 (e) (e/f)
木造 (比率)	142,800 (22.8%)	222,100 (35.4%)	200,500 (31.9%)	62,200 (9.9%)	627,600 (65.8%)
非木造 (比率)	36,600 (11.2%)	138,300 (42.4%)	124,500 (38.2%)	26,600 (8.2%)	326,000 (34.2%)
合計 (比率)	179,400 (18.8%)	360,400 (37.8%)	325,000 (34.1%)	88,800 (9.3%)	(f) 953,600 (100.0%)

資料：平成30年住宅・土地統計調査（総務省統計局）（四捨五入の関係で合計が合わないところもある）

<令和5年10月現在>

建築時期	昭和55年以前 (a) (a/e)	昭和56年 ～平成12年 (b) (b/e)	平成13年以降 (c) (c/e)	時期不明 (d) (d/e)	合計 (e) (e/f)
木造 (比率)	132,300 (20.9%) -1.9pt	214,000 (33.8%) -1.6pt	250,600 (39.6%) +7.7pt	35,600 (5.6%) -4.3pt	632,500 (64.3%) -1.5pt
非木造 (比率)	36,600 (10.4%) -0.8pt	132,500 (37.7%) -4.7pt	163,700 (46.6%) +8.4pt	18,600 (5.3%) -2.9pt	351,400 (35.7%) +1.5pt
合計 (比率)	168,900 (17.2%) -1.6pt	346,500 (35.2%) -2.6pt	414,300 (42.1%) +8.0pt	54,200 (5.5%) -3.8pt	(f) 983,900 (100.0%)

資料：令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）（四捨五入の関係で合計が合わないところもある）

■は5年間の増減ポイントを示す（平成30年時－令和5年時）。

※空き家は含まれていない。

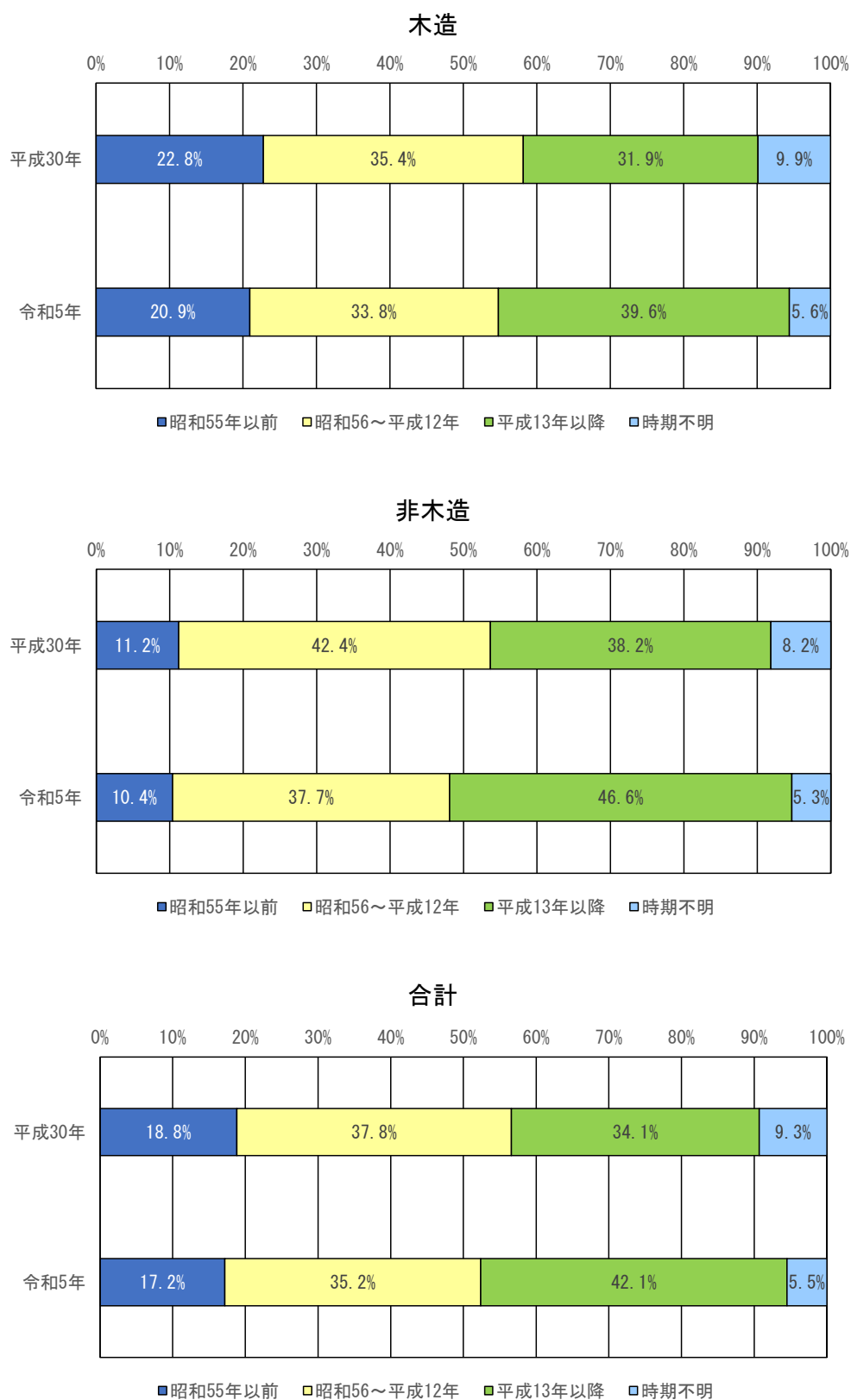


図1 建築時期・構造別住宅構成比の推移

②住宅の耐震化の状況

住宅の耐震化の状況について、令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）をもとに推計した結果は、表8及び図2のとおりである。

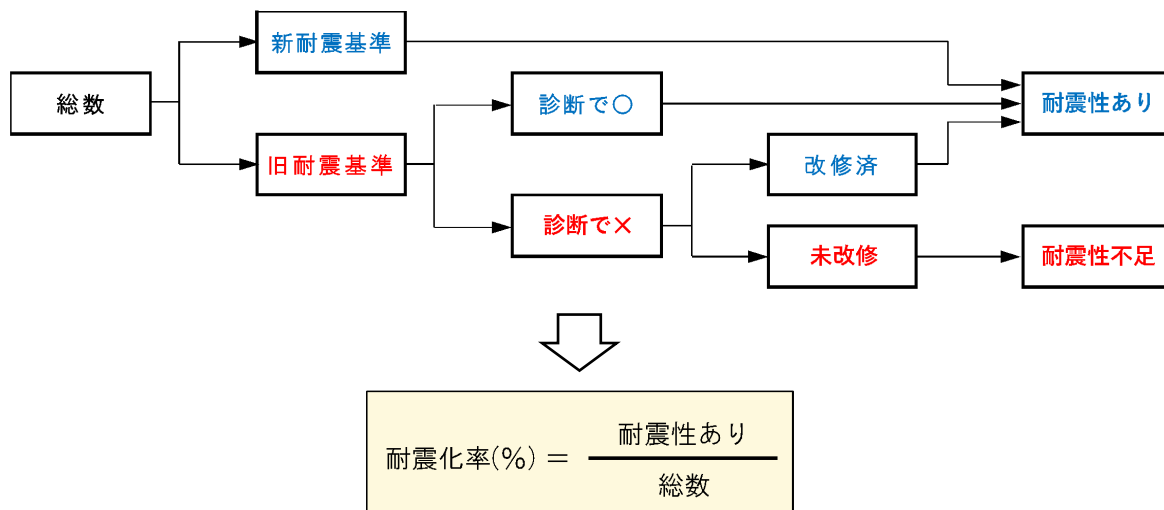
宮城県内の住宅総数983,700戸のうち、耐震性を有する住宅は推計で約925,800戸あり、平成15年に約74%だった耐震化率は約94%となった。一方、耐震性が不十分な住宅は約57,900戸（約6%）と推計され、その内訳は、戸建て住宅が約45,000戸（うち、木造が約44,200戸、非木造が約900戸）、共同住宅が約12,800戸（うち、木造が約7,700戸、非木造が約5,100戸）存在する。

本県は全国と比較して耐震化は進んでいるものの、戸建て住宅と共同住宅を比較すると耐震化の進捗に差異が見られ、耐震性が不十分と考えられる住宅のうち木造戸建て住宅が占める割合は、約76%と依然として多く、重点的に耐震化の促進を図ることが必要である。

※住宅の耐震化率の推計方法について

住宅の耐震化率は、国土交通省の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ参考資料(令和2年5月)」において、「従来の耐震化率の推計方法は、データが古く、実態を反映していない可能性があるため、推計方法の継続性に固執することなく、耐震診断のサンプル数が多く、耐震改修の実態を正確に反映できる方法を採用するのが適切ではないか。」ととりまとめている。

このとりまとめ結果を受け、国土交通省では住宅の耐震化の推計方法を5年ごとに実施する「住宅・土地統計調査」等の結果を用いて、次のとおりに見直しをしたため、本県においても令和2年度から、この推計方法に準じた推計を行っている。



なお、住宅の耐震化率の実績値の示し方について、「ストック数の多い住宅については、よりの確に耐震化の進捗を把握するため、進捗に差異が見られる戸建て住宅と共同住宅の別に耐震化率の実績値を示すのが適当ではないか。」とのとりまとめが行われている。

表8 住宅の耐震化の現状（令和5年）

（上段：住宅戸数、下段：構成比率）

区 分	宮 城 県 (令和5年)	全 国 (令和5年)
全 数	983,700戸 (100%)	約5,570万戸 (100%)
うち戸建て住宅	543,200戸 (100%)	約2,930万戸 (100%)
うち木造	500,400戸 (100%)	約2,580万戸 (100%)
うち非木造	42,800戸 (100%)	約350万戸 (100%)
うち共同住宅	440,500戸 (100%)	約2,640万戸 (100%)
うち木造	132,000戸 (100%)	約430万戸 (100%)
うち非木造	308,500戸 (100%)	約2,210万戸 (100%)
耐震性を満たすと推計 (全数に対する割合：%)	約925,800戸 (約94%)	約5,000万戸 (約90%)
うち戸建て住宅	約498,200戸 (約92%)	約2,460万戸 (約84%)
うち木造	約456,200戸 (約91%)	約2,120万戸 (約82%)
うち非木造	約41,900戸 (約98%)	約340万戸 (約94%)
うち共同住宅	約427,700戸 (約97%)	約2,530万戸 (約96%)
うち木造	約124,300戸 (約94%)	約400万戸 (約92%)
うち非木造	約303,400戸 (約98%)	約2,130万戸 (約97%)
耐震性が不十分と推計 (全数に対する割合：%)	約57,900戸 (約6%)	約570万戸 (約10%)
うち戸建て住宅	約45,000戸 (約8%)	約450万戸 (約15%)
うち木造	約44,200戸 (約9%)	約450万戸 (約18%)
うち非木造	約900戸 (約2%)	約20万戸 (約6%)
うち共同住宅	約12,800戸 (約3%)	約110万戸 (約4%)
うち木造	約7,700戸 (約6%)	約36万戸 (約8%)
うち非木造	約5,100戸 (約2%)	約74万戸 (約3%)

資料：令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）をもとに推計

※全国の全数、戸建て住宅、共同住宅の戸数・割合は「住宅・建築物の耐震化について（国土交通省）」より引用。木造、非木造の戸数・割合は令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）をもとにした推計値による。このため、全国の木造、非木造の合計値と戸建て住宅、共同住宅の合計値が整合しない場合がある。なお、空き家は含まれていない。
 ※宮城県の推計値は戸建て住宅、共同住宅の積み上げとしているため、全数は公表値（住宅・土地統計調査における居住世帯ありの建物総数：983,900戸）と一致しない。また、各戸数は四捨五入しているため、それぞれの合計値が一致しない場合がある。

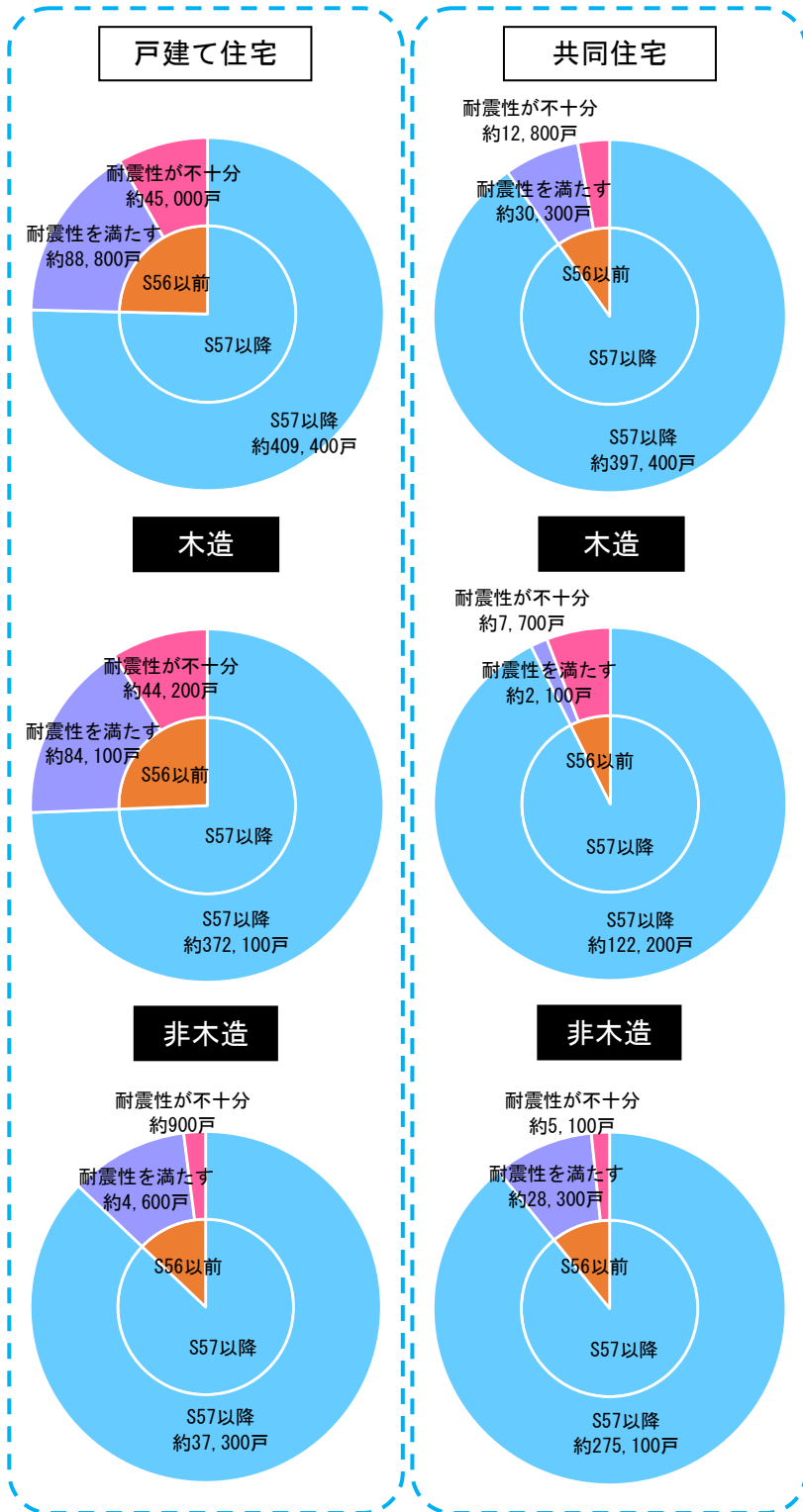
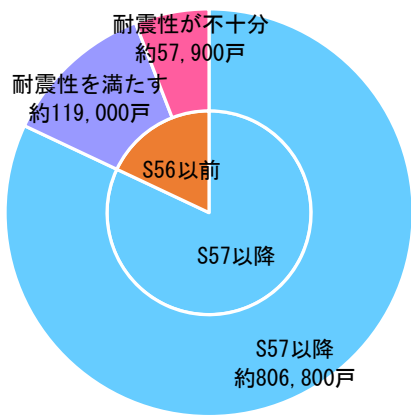


図2 住宅の耐震化の状況（令和5年）

③住宅以外の建築物の耐震化の状況

法では、庁舎、学校、病院・診療所、社会福祉施設、劇場・集会場、店舗、ホテル・旅館、事務所、共同賃貸住宅など多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの（以下「多数の者が利用する建築物」という。）を規定している。

県内の「多数の者が利用する建築物」の耐震化の状況を建築物が持つ機能、性質から「防災対策施設」、「避難施設等」、「医療施設」、「社会福祉施設等」、「不特定多数人員収容施設」、「特定多数人員収容施設」の各用途に分類すると表9（令和7年3月現在）のとおりである。

なお、ここでいう「避難施設等」とは、避難場所指定の有無にかかわらず、大規模震災時において避難場所として使用される可能性がある、又は、児童、生徒等の安全を確保すべき施設をいう。

令和7年3月現在の対象建築物全体の合計7,442棟のうち、耐震化済みの建築物は7,076棟となっており、耐震化済みの建築物を対象建築物で除した耐震化率は95%である。用途別にみると社会福祉施設等の耐震化率が99%と最も高くなっており、次に県庁や市役所、町役場等の防災対策施設と、学校、幼稚園等の避難施設等が98%となっている。一方で、不特定多数人員収容施設は92%と他の用途に比べ耐震化率が低くなっている。また、地震時に重要な機能を有すると考えられる「防災対策施設」、「避難施設等」、「医療施設」においても依然として耐震化が図られていない建築物があり、これらの耐震化の促進を図る必要がある。

表9 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況※

<令和7年3月現在>

		非耐震化 棟数 A	耐震化済 棟数 B	合計 C=A+B	耐震化率 B/C
防災対策施設	県庁、市役所、町役場、警察署、消防署等	3	151	154	98%
避難施設等	学校、体育館、幼稚園、保育所	36	1,485	1,521	98%
医療施設	病院、診療所	13	214	227	94%
社会福祉施設等	老人ホーム等	3	307	310	99%
不特定多数人員 収容施設	劇場、百貨店、飲食店、ホテル、 旅館、遊技場、美術館、 博物館等	67	745	812	92%
特定多数人員 収容施設	事務所、工場、共同住宅、 寄宿舍等	244	4,174	4,418	95%
	うち共同住宅等	104	2,661	2,765	96%
合 計		366	7,076	7,442	95%

※多数の者が利用する建築物の対象は、新耐震基準で建築された建築物を含む。

④耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況

法では、要緊急安全確認大規模建築物（不特定多数の者が利用する大規模建築物等）及び要安全確認計画記載建築物（都道府県又は市町村が指定する避難路沿道建築物、都道府県が指定する防災拠点建築物）の所有者に対し、耐震診断を実施し、その診断結果の報告を義務付け、所管行政庁がその結果を公表することとしており、県内の所管行政庁（宮城県、仙台市、塩竈市、石巻市、大崎市）では、ホームページ等で公表している。

本県の耐震診断義務付け対象建築物の耐震性不足解消率^{※1}は、令和7年4月現在で要緊急安全確認大規模建築物が約98%、要安全確認計画記載建築物が100%となっている。

※1 耐震診断が公表された建築物の棟数のうち、耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合。

表10 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況^{※2}

<令和7年4月現在>

	非耐震化棟数 A	耐震化済棟数 B	合計 C=A+B	耐震性不足解消率 B/C
①要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条）	4	260	264	98%
a 不特定多数の者が利用する大規模建築物	4 ^{※3}	54	58	93%
b 避難上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物	0	206	206	100%
c 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等	0	0	0	—
②要安全確認計画記載建築物（法第7条）	0	4	4	100%
a 防災拠点建築物	0	4	4	100%
b 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物	0	0	0	—
合 計	4	264	268	99%

※2 耐震診断義務付け対象建築物は旧耐震基準で建築されたもののみが対象であり、新耐震基準の建築物は含まれない。

※3 閉館中の1施設を含む。

県では、「宮城県地域防災計画（地震災害対策編）」において地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）として事前に選定されたものについて、平成19年5月の本計画策定時から法第5条第3項第3号の規定に基づく耐震化の促進を図る道路としている。

なお、県は広域的な輸送等の観点から、緊急輸送道路のうち宮城県庁、県合同庁舎、県内各市役所本庁舎、町村役場本庁舎、仙台駅、仙台空港、仙台港及び圏域防災拠点など主要な施設へ連絡する路線について、大規模地震が発生した際に沿道建築物の倒壊等で路線の通行に与える影響を平成26年度及び令和2年度に調査した結果、地震後も通行が可能であること、又は、迂回路があることを確認した。このことから、本計画に法第5条第3項第2号の規定に基づく記載をしていない。

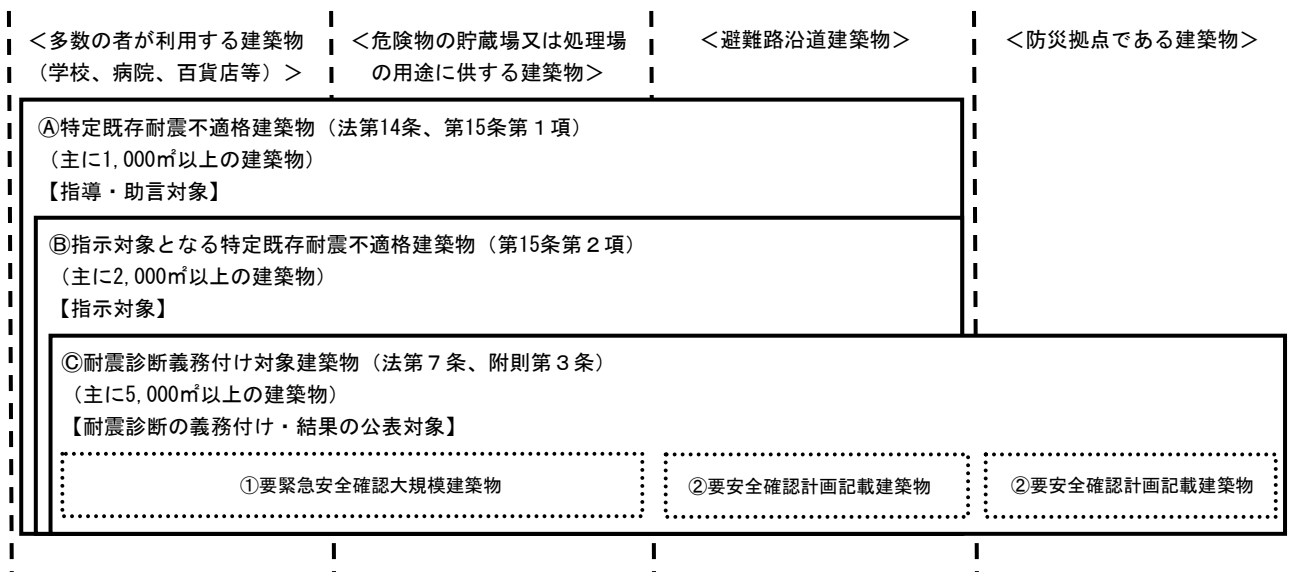


図3 多数の者が利用する建築物と既存耐震不適格建築物との関係

(4) 計画策定等の経緯と背景

①建築物の耐震改修の促進に関する法律

平成7年1月の阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）では、地震により6,400人余の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、このうち約90%の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。これは、この地震がほとんどの住民が就寝していたと推測される午前5時46分に発生したため、死者の大部分が建築物の倒壊による圧死であった。同地震による建築物の被害状況についての多くの調査・分析によると、昭和56年6月1日より前、いわゆる新耐震設計基準の施行日より前に着工された建築物の被害が甚大であることが明らかとなった。これらの教訓を踏まえて、耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成7年12月に法が施行された。

国の中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針」（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、「東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略」（同年3月）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のため、住宅・建築物の耐震改修については、最も重要な課題とされてきた。これに基づき住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも9割とすることを目標として設定するとともに、各都道府県は耐震改修促進計画を定めるものとされた。

②宮城県耐震改修促進計画の策定

本県は、平成9年3月及び平成16年3月にまとめられた宮城県被害想定調査の結果に基づき「宮城県地域防災計画（震災対策編）」を見直すとともに、同計画に基づいて「みやぎ震災対策アクションプラン」を平成15年に策定している。また、既存建築物の耐震改修に関する施策の方向性を示すものとして、平成7年3月29日付け建設省住宅局建築物防災対策室長通知に基づき、地域防災計

画を上位計画とする「宮城県耐震改修促進計画」を平成13年12月に策定し、様々な建築物等の地震対策を講じてきた。

その後、平成16年の新潟県中越地震などを受けた法の改正（H18.1施行）や、推進本部から平成12年11月に「宮城県沖地震の長期評価」、平成19年1月に「活断層及び海溝型地震の長期評価結果」が公表されるなど、既存建築物の耐震診断・耐震改修の必要性、緊急性がより明確となったことから、本県では、平成19年5月に宮城県耐震改修促進計画を改めて策定し、耐震化の推進に向けて取り組んできた。

このような状況の中、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）により発生した津波は、人知を超えた猛威をふるい、県内で死者1万人を超える多くの人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えた未曾有の大災害であった。津波による被害が広域であったため、地震動による建築物の倒壊被害について明確に示すことは困難だが、各種被害調査、事業実績などから、これまでの耐震化への取り組みは一定の効果があったと考えられる。

③宮城県耐震改修促進計画改定の背景

「宮城県地域防災計画（地震災害対策編）」は、東日本大震災の教訓、県の検証結果等を踏まえ、平成25年2月（その後、毎年度必要な箇所を修正）に見直された。見直しでは、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」に向けた対策の推進等を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視している。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、複合的な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくという考え方に基づいている。

また、国では、平成27年度末の当初目標年に対して耐震化が予定通りには進んでいないことから、平成25年5月に法の一部を改正（平成25年11月25日施行）した。この改正で、一部の建築物に対する耐震診断の義務化、耐震診断結果の公表が位置付けられたことや平成30年6月の大阪府北部地震でブロック塀に被害が生じたこと等を踏まえた法施行令等の改正等を受け、本計画はこれまでに3度の改定を行ってきた。

その後、令和7年6月に「第1次国土強靱化実施中期計画」が策定され、令和7年7月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の一部が改正された。これらの改正等で、住宅については令和12年までに耐震化率を95%、令和17年までに耐震性が不十分なものを概ね解消するとともに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標とすること等が掲げられた。

これらの背景を踏まえて、目標や施策等の見直しを行う。

2 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、県、市町村及び建築関係団体等が連携して、既存建築物の耐震診断、耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための目標や取組を定めることを目的とする。

3 計画の位置付け

(1) 他法令及び計画との関係

本計画は、法第5条第1項の規定に基づき策定するものであり、「宮城県地域防災計画（地震災害対策編）」（令和6年11月）を上位計画として、既存建築物の耐震改修に関する施策の方向性を示す計画として位置付ける。

また、本計画は、法第6条第1項の規定に基づき市町村が当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村計画」という。）を定める場合のガイドラインとなるものである。

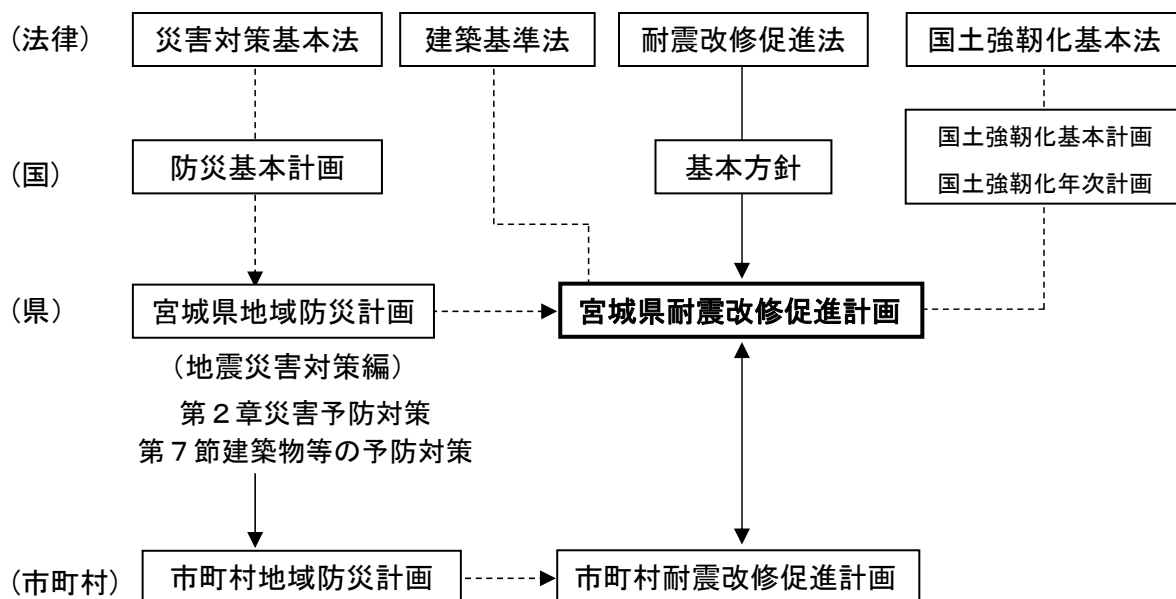


図4 耐震改修促進計画の位置付け

(2) 計画期間

計画期間を、令和7年度から令和12年度まで延長する。

4 基本方針・計画の目標

(1) 対象地域・対象建築物

①計画対象地域

県内全域を対象とする。

②計画対象建築物

建築物の用途、規模、構造にかかわらず、新耐震基準の施行日（昭和56年6月1日）より前に着工された建築物※を対象とする。

※ 木造建築物については、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工されたものを含む。

(2) 主体別役割

建築物の防災対策において、所有者又は管理者が自らの責任においてその安全性を確保することが不可欠である。特に、災害応急対策に利用される公共建築物や多数の者が利用する建築物、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物については、耐震性を含めた安全性を確保する社会的責任がその所有者等にあると考えられる。

このような基本的認識に基づき、県、所管行政庁※（県を除く）、所管行政庁以外の市町村、建築関係団体及び建築物所有者等は、既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進のため、以下の事項に取り組むこととする。

※ 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。（法第2条第3項）

①県

- a 市町村が法第6条第1項に基づく市町村計画を策定するに当たり、助言及び技術的支援を行う。
- b 学識経験者、県、市町村、建築関係団体等からなる「宮城県建築物等地震対策推進協議会※¹」（以下「協議会」という。）と連携し、本計画の円滑な推進を図る。
- c 建築関係団体が組織する「宮城県住宅耐震隊・リフォーム推進協議会※²」へ指導・助言を行う。
- d 県民に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行う。
- e 建築技術者の耐震診断・耐震改修技術の向上を図る。
- f 対象建築物のうち、木造戸建て住宅以外の建築物の把握、台帳整備を行うとともに、耐震化の進捗状況の把握を行う。
- g 所管行政庁として、法の適切な運用に努め、耐震改修の計画の認定、指導、助言等を行う。
- h 耐震診断・耐震改修に係る助成事業を実施する。

※1 建築物等の総合的な地震対策の推進を図るため、学識経験者、県、市町村、建築物等に関する団体等が連携して、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発、促進等による建築物等の震前対策の推進及び地震により被災した建築物や宅地の危険度判定等の充実等について、必要な措置を講じる協議会。

※2 地域における木造住宅の耐震化を市町村と連携して促進するため、建築関係団体により設立された協議会。

②所管行政庁（仙台市、塩竈市、石巻市、大崎市）

- a 地域固有の課題を勘案のうえ、法第6条第1項に基づく市町村計画を策定する。
- b 協議会活動への参画と「宮城県住宅耐震隊・リフォーム推進協議会」との連携により、建築物の耐震化の促進を図る。
- c 住民及び町内会等の自主防災組織に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行う。
- d 対象建築物のうち、木造戸建て住宅以外の建築物の把握、台帳整備を行うとともに、耐震化の進捗状況の把握を行う。
- e 耐震改修の計画の認定、指導、助言等を行う。
- f 市町村が所有する公共建築物（以下「市町村有建築物」という。）の耐震化を計画的に実施する。
- g 耐震診断・耐震改修に係る助成事業を実施する。

③市町村（所管行政庁を含む）

- a 地域固有の課題を勘案のうえ、法第6条第1項に基づく市町村計画を策定する。
- b 協議会活動への参画と「宮城県住宅耐震隊・リフォーム推進協議会」との連携により、建築物の耐震化の促進を図る。
- c 住民及び町内会等の自主防災組織に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行う。
- d 実施している助成事業の対象木造戸建て住宅の把握、台帳整備を行うとともに、耐震化の進捗状況の把握を進める。
- e 市町村有建築物の耐震化を計画的に実施する。
- f 耐震診断・耐震改修に係る助成事業を実施する。

④建築関係団体

- a 耐震診断・耐震改修の相談窓口を設ける。
- b 協議会活動への参画と市町村及び県と連携した「宮城県住宅耐震隊・リフォーム推進協議会」の活動により、建築物の耐震化の促進を図る。
- c 耐震診断・耐震改修に係る講習会の開催等、建築技術者の技術向上に努めるとともに、当該講習会の受講者の活用促進を図る。

⑤建築物所有者等

- a 対象建築物(住宅を含む)の所有者又は管理者は、建築物の耐震化をはじめとする地震防災対策を自らの問題・地域の問題として主体的に取り組み、建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

⑥町内会等

- a 地域内の防災性の向上を目的とし、市町村及び「宮城県住宅耐震隊・リフォーム推進協議会」と協力し、地域内等の住宅の耐震化が促進されるよう努める。

(3) 耐震化の目標

①住宅

国では、耐震化の目標として、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（令和7年7月改正）」及び「第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月策定）」において住宅については、令和12年までに95%、令和17年までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標とした。

本県の住宅の耐震化の状況と目標は表11のとおりである。

本県では、国の目標及び本県の現状を踏まえ、令和12年度末までに住宅の耐震化率を96%以上にすることを目標とする。

表11 住宅の耐震化率の現状と目標

区 分	当初計画	前々回改定	前回改定	今回改定
策定・改定年次	平成19年5月	平成28年3月	令和3年3月	令和8年3月
目標	90%以上 平成27年度末	95%以上 平成32年度末	95%以上 令和7年度末	96%以上 令和12年度末
現状	74% (75%) 平成15年10月	84% (82%) 平成25年10月	92% (87%) 平成30年10月	94% (90%) 令和5年10月

※平成15年・平成25年・平成30年・令和5年の耐震化率は住宅・土地統計調査（総務省統計局）による。
（ ）の値は全国値を表す。

②耐震診断義務付け対象建築物

国では、耐震化の目標として、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（令和7年7月改正）」において耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年度までに、要安全確認計画記載建築物については早期にそれぞれ耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標とした。

本県の耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況と目標は表12のとおりである。

本県では、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物について、令和12年度末までに耐震性が不十分なものを解消（100%）することを目標とする。

表12 耐震診断義務付け対象建築物の耐震性不足解消率の現状と目標

区 分	現 状 (当初計画)	現 状 (前々回改定)	現 状 (前回改定)	現 状 (今回改定)	目 標 (今回改定)
年 次	平成15年10月	平成25年10月	令和2年4月	令和7年4月	令和12年度末
要緊急安全確認 大規模建築物	—	—	96%※ (74%)	98% (93%)	100%
要安全確認 計画記載建築物	—	—	—	100% (40%)	—

※要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の合計の耐震化率
（ ）の値は全国値を表す。—現状（今回改定）の全国値は令和6年3月時点の値

5 耐震化促進の課題

少子高齢化社会を迎え、耐震化施策をとりまく状況は変化してきている。効果的に施策を実施するため、次のとおり課題を整理する。

(1) 住宅

① 住宅所有者の高齢化

令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると、旧耐震基準で建築された木造戸建て住宅に住む全世帯に占める「65歳以上の高齢者が主たる家計を支えている世帯」の割合は7割以上と推測される。これらの世帯においては、耐震改修工事に掛かる資金調達が難しい、後継者がいないなどを理由に工事に踏み切れていないと考えられる。

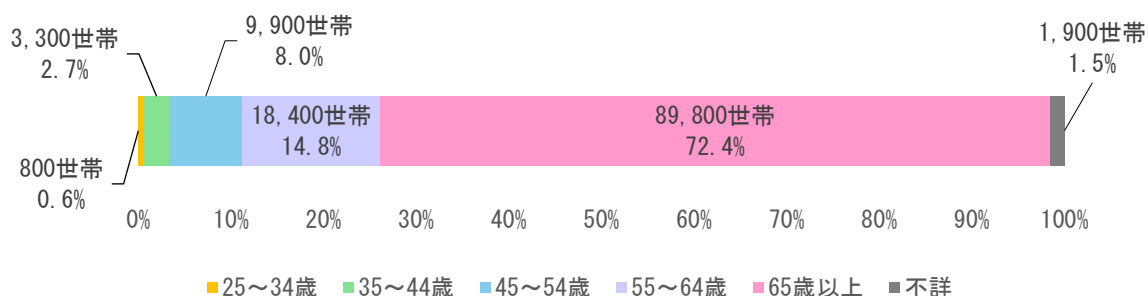


図5 木造戸建て住宅における家計を主に支える者の年齢別主世帯数割合

資料：令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）

② 対象木造戸建て住宅の台帳整備状況

耐震化を促進する上で、直接所有者に普及啓発を行い、耐震診断の必要性を理解していただくことが重要であるが、旧耐震基準の木造戸建て住宅は数多く存在するため、一部の市町村において対象木造戸建て住宅や所有者等を網羅した台帳を整備しきれていない。

③ 現行耐震基準以前の木造住宅

熊本地震や能登半島地震では、旧耐震基準の木造住宅に被害が集中したが、昭和56年以降に建てられた新耐震基準でも、接合部等の基準が明確化された平成12年の現行耐震基準前に建てられた木造住宅において倒壊等の被害が確認された。

(2) 住宅以外の建築物

①耐震性の認識不足

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物については、まずは耐震診断により安全性を確認することが重要であるが、耐震診断の重要性や方法を所有者が理解していないことが考えられる。

②耐震改修工事費用の確保

旧耐震基準で建てられた建物は少なくとも築約45年を経過しているが、その殆どが鉄筋コンクリート造や鉄骨造であるため構造体の耐用年数は残っており、今後も活用が可能な場合もあるが、東日本大震災等からの復旧や老朽化に伴う改修工事などに多額の支出をしているものも多く、耐震改修工事の資金調達の目処が立たない事などを理由に計画が具体化されていないことも考えられる。

6 耐震化促進施策

(1) 住宅

①耐震診断の促進

耐震診断の促進を図るため、県及び市町村は、助成事業を実施する。

耐震診断で耐震改修が必要と判定された場合、診断結果に加えて円滑に耐震改修工事に引き継げるよう、改修計画の策定（耐震補強案と概算工事費の算出）まで行う「みやぎ方式」により、耐震化の促進を図る。

【事業名：みやぎ木造住宅耐震診断助成事業】

②耐震改修の促進

耐震改修の促進を図るため、県及び市町村は、助成事業を実施する。

耐震診断で耐震改修が必要と判定された場合、建替えにも活用可能な最大115万円の助成や、耐震改修と合わせてリフォーム工事を実施する場合の嵩上げ助成等により、耐震改修の促進を図る。

また、耐震改修工事において費用を低く抑えられる工法の普及や、月々の返済負担を低く抑えられる高齢者向けの住宅ローンの活用を促し、さらなる耐震化の促進を図る。

【事業名：みやぎ木造住宅耐震改修促進助成事業】

表13 住宅の耐震診断及び耐震改修工事の補助事業の実績（単位：件）

	H16～H30	H31/R元	R2	R3	R4	R5	R6	合計
耐震診断実施件数（精密、一般）	12,227	307	277	472	432	258	309	14,282
耐震改修工事実施件数（戸建木造）	3,952	123	90	143	115	93	105	4,621

③台帳の整備等

市町村は、耐震施策を効果的に普及・啓発できるよう、対象木造戸建て住宅の所有者・管理者、規模、構造、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無、今後の耐震改修の予定等からなる台帳の整備を進め、普及・啓発に活用するとともに、耐震化状況の把握等を行う。

なお、全ての台帳整備が困難な場合は、優先的に耐震化を促進するエリアを定めるなど、実状に応じてエリア内の台帳整備等を進める。

④現行耐震基準以前の木造住宅の耐震化の促進

国が「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（令和7年7月改正）において、昭和56年6月から平成12年5月までに建てられた木造住宅について、接合部等の状況を確認する「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」による、耐震性能検証の実施を所有者に促すことを新たに位置付けたことを踏まえ、県は、みやぎ木造住宅耐震診断助成事業及びみやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業の対象に昭和56年6月から平成12年5月までに建てられた木造戸建て住宅を対象に加えるとともに、助成事業の適用が可能となるよう市町村に働きかける。

⑤技術者の養成

適切な耐震診断及び耐震改修に必要な知識、技術等の習得、資質の向上を図るため、県、市町村及び建築関係団体は、その役割に応じ、建築士又は建築施工技術者等を対象とする講習会や研修会の実施、現場における技術指導等により、建築技術者の耐震改修等に係る技術水準の向上を図る。

また、県民の耐震診断・改修工事に係る技術者選定に資するため、県及び建築関係団体は、専門技術者として「みやぎ木造住宅耐震診断士」及び「みやぎ木造住宅耐震改修施工技術者」養成を図るとともに、その技術者リストを公表し、その普及を図る。

さらに、新たな耐震改修工法として、工事費が抑えられる工法を普及させるため、令和6年度から診断士及び施工者を対象とした講習会をそれぞれ開催しており、引き続き講習会等の実施により技術者の養成を図る。

表14 耐震診断技術者（耐震診断士）耐震改修施工技術者の登録状況

	耐震診断技術者	耐震改修施工技術者
年 度	令和6年度末	令和6年度末
登録者数	約2,360名	約1,700名

(2) 住宅以外の建築物

①民間建築物

a 台帳の整備

所管行政庁は、建築基準法の定期報告対象となっているものについて、所有者・管理者、規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定、定期報告の内容等からなる台帳を整備し、この台帳を基にして耐震診断・耐震改修の進行管理を行うとともに、必要に応じて指導・助言し耐震化の促進を図る。

なお、危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物については、工事等で届出が不要な場合もあることから、市町村は、消防担当部署等との連携を図りながら実態を把握し、県と情報を共有する。

b 耐震診断の促進

民間建築物の耐震化を促進するためには、まずは所有者が建物の安全性（危険性）を認識することが重要であり、そのために耐震診断の実施を促すことを目標とする。

県及び市町村は、パンフレット、ホームページ等により必要な情報提供等を行うとともに、所管行政庁は、必要に応じて積極的に指導・助言を行い、所有者へ耐震診断の必要性を粘り強く説明する。

また、有事の際に避難施設として活用されるような建物について、県は、耐震診断の補助事業の実施により支援するとともに、助成事業の適用が可能となるよう市町村に働きかける。

【事業名：特定既存耐震不適格建築物耐震診断助成事業】

c 耐震改修の促進

耐震改修の促進を図るため、県及び市町村は、旧耐震基準で建てられた建築物の危険性及び耐震改修の必要性をパンフレット、ホームページ等により、必要な情報提供等を行う。

また、診断の結果、耐震改修が必要な建物は、改修に多額の費用が掛かることが挙げられるが、東日本大震災や福島県沖地震による被災などで、多額の復旧費用を支出している場合もあるため、所管行政庁は、建築物の設備の更新などのタイミングに併せて段階的に改修を行うなど、所有者が実現可能で中長期的な補強設計・工事計画を立案するよう指導・助言していく。

特に耐震診断が義務付けられている大規模建築物や、有事の際に避難施設として活用されるような建物について、県は、耐震改修の補助事業の実施により支援するとともに、助成事業の適用が可能となるよう市町村に働きかける。

また、県及び市町村は、当該施設の所管省庁による助成事業等の活用が図れるよう、担当部署と連携しながら情報提供等を行う。

【事業名：宮城県要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事助成事業】

【事業名：特定既存耐震不適格建築物耐震改修工事助成事業】

②公共建築物

a 台帳の整備

県は、市町村が必要な情報を整理した台帳を整備し、耐震化が必要な建築物においては、個別具体の改修計画を作成し、計画的に事業を実施するように支援する。

b 耐震診断及び耐震改修の促進

県は、整備された台帳を基に、市町村が耐震診断・耐震改修の実施計画を定め計画的に進められるよう支援する。

耐震診断については、耐震性が確保されていることが明らかなものを除いて、すべての対象建築物について行うよう働きかける。

有事の際に指定避難所として活用される建物について、県は、耐震診断の補助事業の実施により支援する。

また、県及び市町村は、当該施設の所管省庁による助成事業等の活用が図れるよう、担当部署と連携しながら情報提供等を行う。

【事業名：みやぎ指定避難所耐震診断助成事業】

③緊急輸送道路等の沿道建築物

a 台帳の整備

県は、宮城県地域防災計画に定める緊急輸送道路全線について、平成19年5月の本計画策定時から、法第5条第3項第3号の規定に基づく沿道建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る道路としている。

県は、広域的な輸送等の観点から、まずは緊急輸送道路等のうち宮城県庁、県合同庁舎、県内各市役所本庁舎、町役場本庁舎、仙台駅、仙台空港、仙台港及び圏域防災拠点など主要な施設へ連絡する路線について、優先的に沿道建築物の耐震化を促進すべき道路と位置付ける。

県は、この位置付けた道路沿いの通行障害既存不適格建築物[※]の台帳を整備し、所管行政庁は、この台帳を基にして耐震診断・耐震改修の進行管理を行うとともに、必要に応じて指導・助言し耐震化の促進を図る。

※ 倒壊した場合に前面道路の過半を閉塞するおそれのある建築物（高さ6mを超えるもの）

b 耐震診断の促進

通行障害既存不適格建築物の耐震化を促進するためには、まずは所有者が建物の安全性（危険性）を認識することが重要であり、そのために耐震診断の実施を促すことを目標とする。

県及び市町村は、パンフレット、ホームページ等により必要な情報提供等を行うとともに、所管行政庁は必要に応じて指導・助言を行い、所有者へ耐震診断の必要性を粘り強く説明する。

また、県は、優先的に沿道建築物の耐震化を促進すべき道路沿いの通行障害既存不適格建築物に対して、耐震診断の補助事業の実施により支援するとともに、助成事業の適用が可能となるよう、市町村に働きかける。

c 耐震改修の促進

耐震改修の促進を図るため、県及び市町村は、通行障害既存不適格建築物の危険性及び耐震改修の必要性をパンフレット、ホームページ等により必要な情報提供等を行う。

また、診断を実施した結果、耐震改修が必要な建物について、県は耐震改修の補助事業の実施により支援するとともに、助成事業の適用が可能となるよう、市町村に働きかける。

(3) ブロック塀等

① ブロック塀等の倒壊防止対策

県及び市町村は、平成30年のスクールゾーン内コンクリートブロック塀等実態調査の結果に基づく改善要請等（フォローアップ）を継続し、危険ブロック塀等の改善に努めるとともに、助成制度を広く周知し、その活用により危険性が高いブロック塀等の改善を図る。

さらに、県は、所有者負担を軽減し、危険ブロック塀等の改善を加速させるため、県独自の上乗せ補助である「宮城県ブロック塀等除却工事助成事業」により支援するとともに、未活用の市町村に活用を働きかける。

【事業名：宮城県ブロック塀等除却工事助成事業】

<経緯>

昭和53年に発生した宮城県沖地震においてブロック塀の倒壊による被害が多かったことや、宮城県沖地震発生確率が平成12年11月に今後20年程度以内(平成32年度まで)で約80%と公表されたことから、県では、平成14年に県内337小学校(仙台市を除く)の「スクールゾーン内コンクリートブロック塀等実態調査」を実施し、その後、ブロック塀等地震対策に係る助成制度や戸別訪問指導などにより、危険性の高いブロック塀等に対して、除却等の改善策の促進を図ってきた。

平成30年に発生した大阪府北部地震によるブロック塀倒壊事故を受け、市町村等と連携し、改めて実態調査を実施したところ、危険性の高いブロック塀等が多数確認された。そのため、県は、市町村と協力して調査結果に基づく改善要請等（フォローアップ）を継続している。

また、市町村では、倒壊等の危険があるブロック塀等について、除却等の工事を対象に助成制度を実施している。県では、令和2年度より宮城県小学校スクールゾーン内ブロック塀等除却工事助成事業を創設するとともに、助成制度を活用した危険ブロック塀等の改善の促進に向け令和5年度にパンフレットを作成し、各土木事務所・市町村を通じて所有者等に配布し、周知を図ることで、小学校スクールゾーン内の危険性の高いブロック塀等の改善を促した。

更に、令和7年度からは、小学校スクールゾーン内の危険ブロック塀等の改善が一定程度進んだことから、助成対象範囲をスクールゾーン外の避難路沿いに存する危険ブロック塀等まで拡大した。

(4) 安全性の向上に資する啓発及び知識の普及等

①普及・啓発

大地震時に対して、旧耐震基準の建築物の危険性や耐震診断・耐震改修の必要性を所有者等に認識してもらうため、県及び市町村は、宮城県沖地震等や活断層で起こる地震により、地域毎の予測震度、被害想定などについて情報提供するとともに、耐震化技術、法律・税制、支援制度、地震保険制度など地震対策に関する情報を、テレビや新聞、広報誌、パンフレット、ホームページなど多様な手段により、所有者等に提供する。

さらに、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識できるよう、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した「地震防災マップ」について、町内会などの自主防災組織と協力するとともに、各種メディアの活用により啓発及び知識の普及を図る。また、日本語を理解できない外国人住民が近年増加しているため、多言語化への配慮を進める。

②非構造部材（落下物）及び建築設備の耐震対策

平成15年7月26日の宮城県北部連続地震においては、複数の病院で高架水槽、ボイラー、エレベーター等の建築設備の被害により病院機能が一時停止した。平成17年8月16日に発生した地震で県内の複合健康施設のプールのつり天井が落下し、35人が負傷した。平成23年3月11日の東日本大震災でも、これら非構造部材の脱落による被害が多発し、対策の必要性が再認識された。

このように、最近の大規模地震において、天井・外壁等の非構造部材の落下やエレベーター等の設備機器類の落下転倒が後を絶たない。これらは、人命に対して甚大な危険を及ぼすばかりでなく、医療施設、避難所等の災害時において拠点となる施設の機能をも奪うおそれもあることから、その対策が必要不可欠なものとなっている。

所管行政庁は、定期報告や防災査察等を通じて、窓ガラス、天井、設備機器等の落下・転倒防止対策を周知すると共に、必要に応じ改善指導等を行う。

③家具の転倒防止策

平成7年の阪神淡路大震災は、約24万棟の家屋が全・半壊し死者約6千人にも上る大惨事であったが、幸い倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し、多くの犠牲者が発生した。また、平成15年7月の宮城県北部連続地震においても、地震により倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し多くの負傷者が出ている。

県及び市町村は、地震による家具の転倒を防ぐための具体的な方法（金具、防止器具の取り付け方法）などについての必要な情報提供を行う。また、県は、市町村が家具の転倒防止対策事業等の取り組みを進めることができるよう支援する。

④地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、県及び市町村は、地域の実情に応じ、がけ地近接等危険住宅移転事業等の活用を検討する。

⑤多様な相談窓口との連携

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。

このため、県は本庁及び土木事務所並びに一般社団法人宮城県建築士事務所協会に設置している建築相談窓口等において、また、所管行政庁は、建築相談窓口等において、住民からの耐震診断・耐震改修に係る相談に対応する。

また、建築関係団体においても、建築相談窓口において、住民からの耐震診断・耐震改修に係る相談に応じる。

県は、相談窓口において適切な情報提供がなされるよう、耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制等に関する情報の収集と各相談窓口への情報提供を行う。

【事業名：宮城県建築物耐震リフォーム無料相談所】

⑥町内会・専門家との連携

県及び市町村は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等と連携した地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や出前講座を活用するなど地域における取組に対する支援等を進めるほか、県は、市町村が各地域の住宅耐震隊と協力し耐震化の促進を図れるよう「宮城県住宅耐震隊・リフォーム推進協議会」に対して助言を行う。

⑦耐震基準に適合しない空き家対策

令和5年住宅・土地統計調査(総務省統計局)によると、県内の空き家は約140,300戸(空家率12.4%) (このうち、利用予定の無い空き家(その他空き家)は約52,000戸(その他空き家率4.6%))となっており、そのなかには現行の耐震基準に適合しない建築物も含まれると考えられる。

耐震基準に適合しない空き家は、地震により倒壊した場合、隣地に被害をもたらすおそれがあり、また、前面道路を塞ぎ、周辺住民の避難や緊急車両の通行・活動に支障をきたす可能性がある。

そのため、県は、市町村が空き家の所有者に対し適正な管理や除却を促すように働きかけるとともに、地方創生の取組の一つとして空き家の有効活用等の検討を進められるよう支援する。

(5) 指導・勧告等

①耐震診断・耐震改修に関する指導・助言、指示及び公表等

a 指導・助言の方法

所管行政庁は、表15に示す特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断・耐震改修について、随時相談に応じるとともに、必要に応じ、パンフレットの配布や説明会の開催などの指導及び助言を行う。

b 指示の方法

所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物のうち必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認める特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、緊急性等を判断し、法第15条第2項の規定に基づき文書により必要な指示を行う。

c 公表の方法

所管行政庁は、第15条第2項の指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、必要に応じその旨を公報への掲載やホームページへの掲載等により公表する。

なお、その所有者が指示を受けて直ちにその内容を実施していない場合であっても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、その計画が確実に実施される見込みがある場合等には、その計画内容等を勘案し公表の判断を行う。

d 報告・検査等の方法

所管行政庁は、必要に応じて特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に立ち入り、検査させる。

②建築基準法による勧告又は命令等の実施

所管行政庁は、法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、特定既存耐震不適格建築物の所有者が耐震改修を行わない場合で、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険である又は危険となるおそれがあると認められる場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令を行う。

(6) 計画の推進

①市町村が定める耐震改修促進計画

市町村は、国の基本方針及び本計画の内容を勘案しつつ、法第6条の規定に基づき、地域の実状に応じて、詳細な地震防災ハザードマップの作成及び公表、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら優先的に耐震化に着手すべき建築物及びその目標、重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民や多様な専門家との連携による啓発活動等を内容とする市町村計画を策定・改定する。

県は、市町村が計画に基づき、きめ細やかな施策が実施されるよう助言等を行う。

②宮城県建築物等地震対策推進協議会

県及び市町村は、宮城県建築物等地震対策推進協議会と連携し、建築物の耐震化の推進方策等の検討・情報交換を行うとともに、産学官一体となった推進体制の整備・拡充を行い、本計画の推進を図る。

会 員（順不同）

■学識経験者 東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻 教授 前田匡樹
東北大学災害科学国際研究所 教授 五十子幸樹

■行政団体

宮城県（関係各課）、
県内全市町村関係各課
（仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、
白石市、名取市、角田市、多賀城市、
岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、
大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、
大河原町、村田町、柴田町、川崎町、
丸森町、亘理町、山元町、松島町、
七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、
大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、
美里町、女川町、南三陸町）

■建築物所有者団体等

（一社）日本旅館協会東北支部連合会
（一社）宮城県専修学校各種学校連合会
仙台ビルディング協会
日本チェーンストア協会東北支部
宮城県商工会議所連合会仙台商工会議所
宮城県私立中学高等学校連合会
宮城県病院協会

■建築関係公益法人

（一財）宮城県建築住宅センター
（公社）空気調和・衛生工学会東北支部
（一社）建築設備技術者協会東北支部
（公社）全国宅地擁壁技術協会東北支部
（一社）電気設備学会東北支部
（公社）日本技術士会東北本部
（衛生工学・環境・上下水道部会）
（公社）日本建築家協会東北支部宮城地域会
（一社）日本建築構造技術者協会東北支部
（一社）東北建築構造設計事務所協会
（公社）日本建築積算協会東北支部
（一社）宮城県建設業協会
（一社）宮城県建築士会
（一社）宮城県建築士事務所協会
（独法）住宅金融支援機構
東日本構造物調査診断協会
宮城県瓦工事業組合
（一社）宮城県建設職組合連合会
（一社）宮城県優良住宅協会
宮城県住宅供給公社

（令和7年4月1日現在）

また、大規模地震発生時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的とした、建築物及び宅地の危険度判定について、制度等の充実に関する必要な措置や実地訓練等を実施することで体制の整備を図る。

表15 耐震改修促進法における規制対象一覧

※義務付け対象は旧耐震建築物

用 途		㊸特定既存耐震不適格建築物 の要件 (法第14条、法第15条第1項)	㊹指示対象となる 特定既存耐震不適格建築物 の要件 (法第15条第2項)	㊺耐震診断義務付け 対象建築物の要件 (法第7条、法附則第3条)
学校	小学校、中学校、中等 教育学校の前期課程 若しくは特別支援学 校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上及び1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水 泳場その他これらに類する運 動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数以上3かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物 品販売業を営む店舗			階数以上3かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る）、 寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施 設、福祉ホームその他これらに 関するもの		階数2以上及び1,000㎡以上	階数2以上2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施 設、身体障害者福祉センターそ の他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上及び500㎡以上	階数2以上750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数以上3かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホール、 その他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービ ス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理 場の用途に供する建築物を除 く。）				
車両の停車場又は船舶若しく は航空機の発着場を構成する 建築物で旅客の乗降又は待合 の用に供するもの			階数以上3かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又 は自転車の停留又は駐車た めの施設				
保健所、税務署その他これらに 類する公益上必要な建築物				

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物			耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

【条文の概要】

（法第7条）要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務

耐震診断を行い、その結果を都道府県耐震改修促進計画または市町村耐震改修促進計画に記載された期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

（法第14条）特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力

耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならない。

（法第15条）特定既存耐震不適格建築物に導及び助言並びに指示等

所管行政庁は、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言並びに指示をすることができる。

（法附則第3条）要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等

耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告しなければならない。

卷末資料

巻末資料 1 宮城県における地震被害・長期評価

(1) 過去の地震被害

日本付近の主な被害地震の震央及び宮城県に被害を及ぼした主な地震について、それぞれ図 1 及び図 2 に示す。

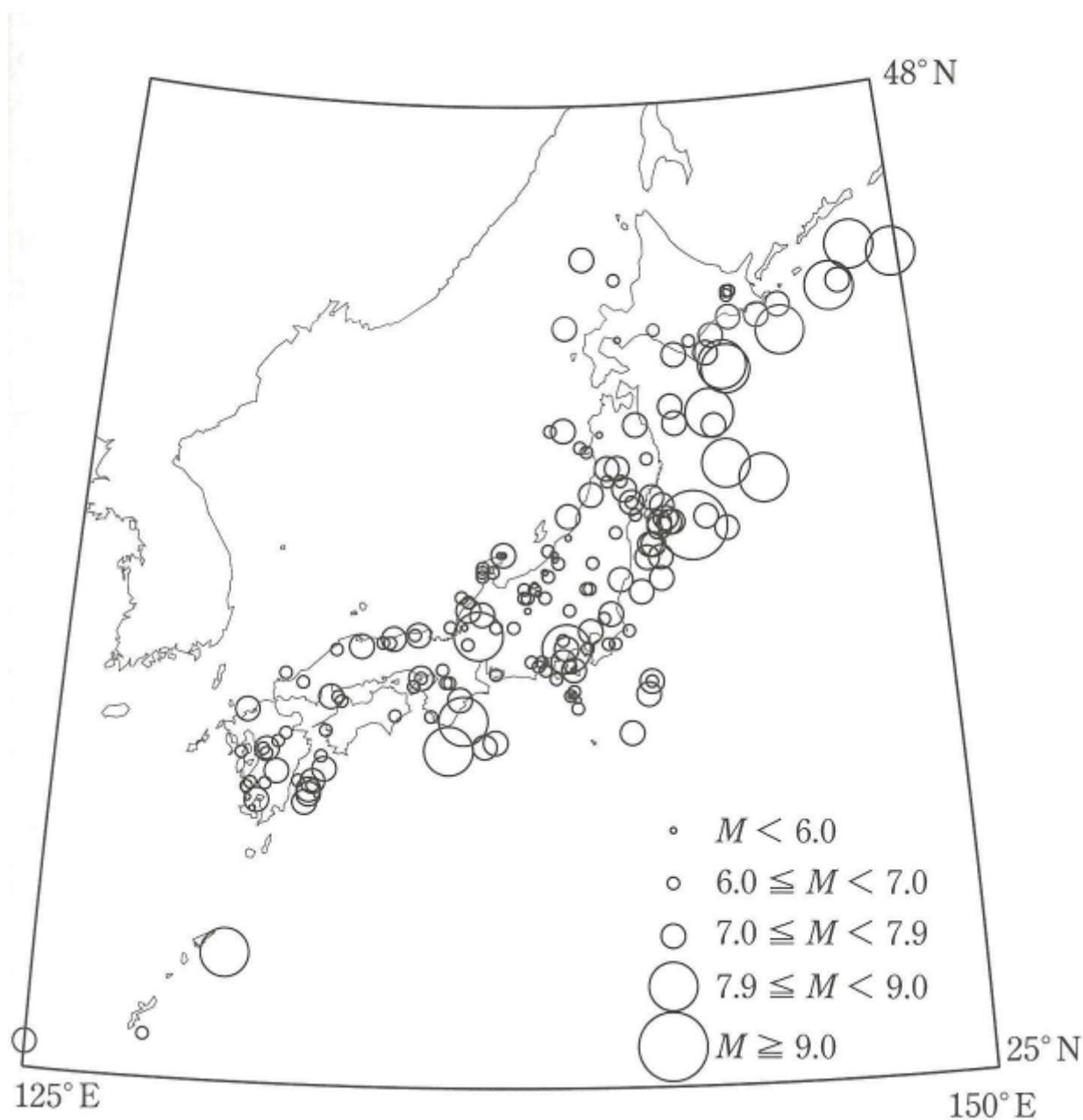


図 1 日本付近の主な被害地震の震央（1885年以降）

出典／理科年表2025（令和7年）

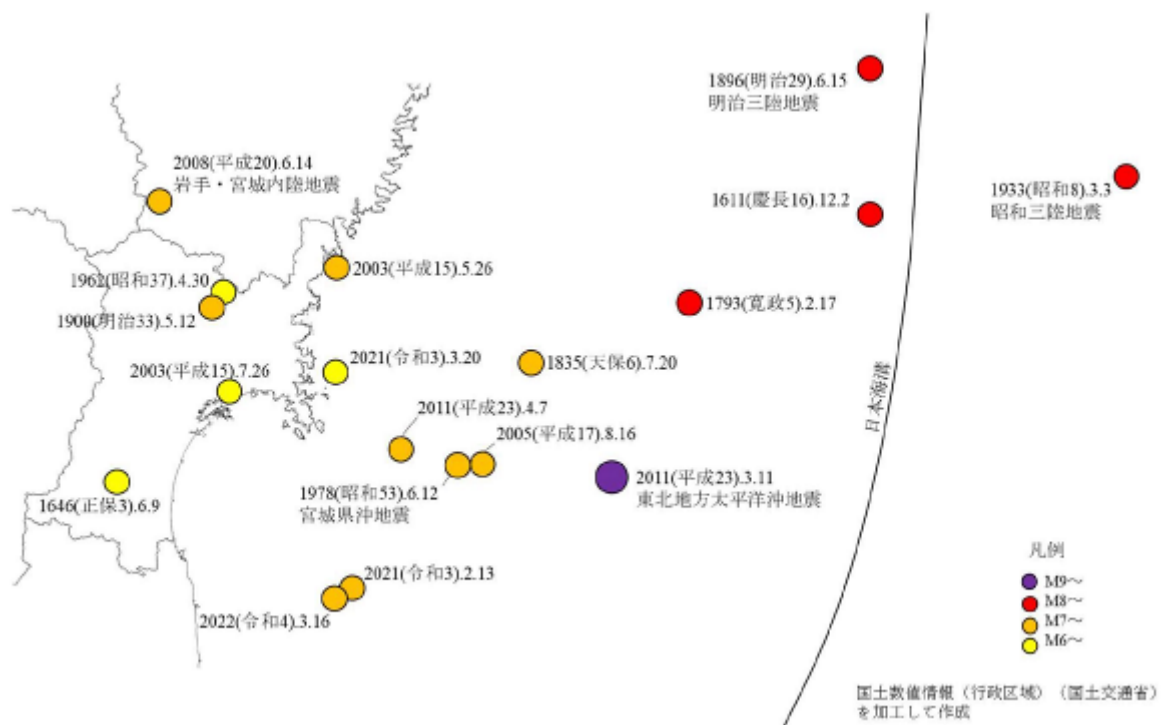


図2 宮城県に被害を及ぼした主な地震（貞観、チリ地震を除く）

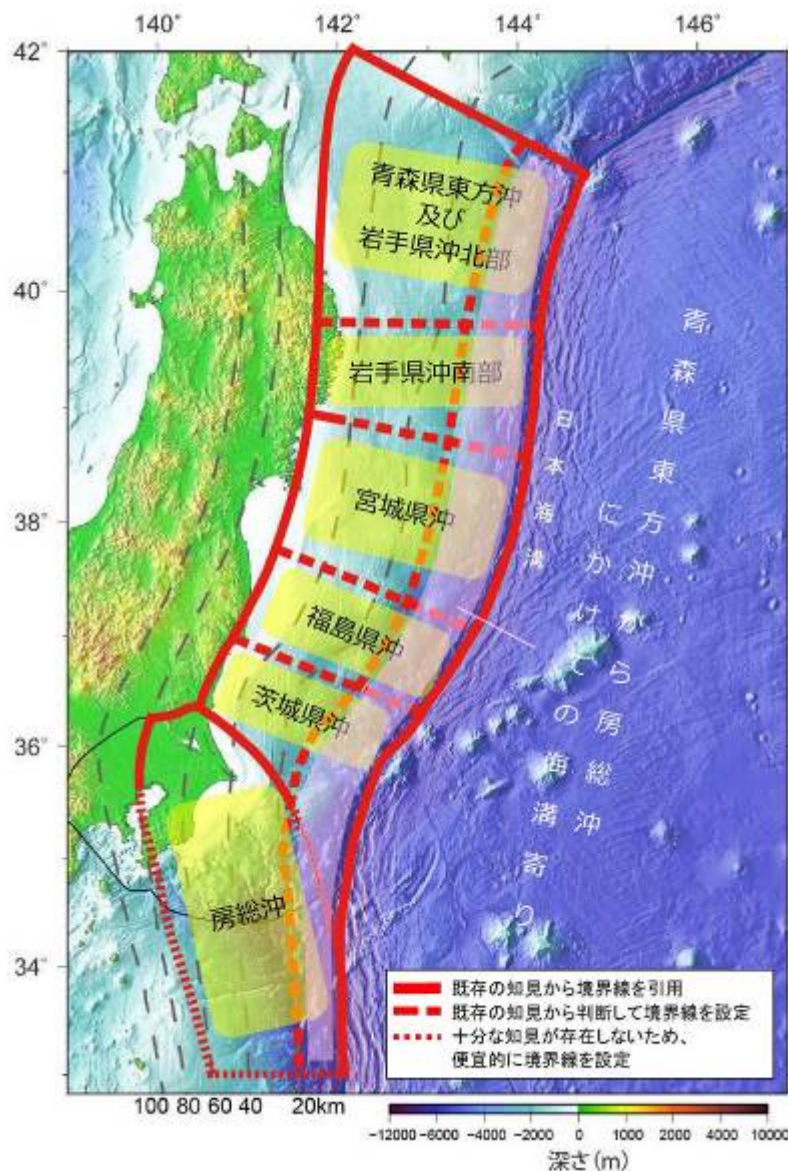
「宮城県第五次地震被害想定調査 報告書」（令和5年11月、宮城県防災会議地震対策等専門部会）より
 ※ 1900年以前の震源位置は不確実性が大きい。また、出典によってマグニチュードが異なる場合があることに注意。

(2) 宮城県沖地震の長期評価

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「推進本部」という。）では、これまでに海溝型地震の長期評価を行ってきており、日本海溝沿いの地震活動については、「宮城県沖地震の長期評価」（平成12年公表）、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」（平成14年公表）を公表したほか、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を受け、平成23年11月に「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版）」（以下「第二版」という。）を公表したが、平成23年11月の改定は東北地方太平洋沖地震の直後であり、同地震やその影響に関する調査研究はその途上にあつたため暫定的な評価であつた。

その後の平成31年2月、東北地方太平洋沖地震から約8年が経過し、震源域や沿岸域における調査研究が大きく進展したことに伴い新たな長期評価手法の検討途上ではあるが、新たに得られた知見を取り入れることで第二版を改訂し、「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」として公表された。

評価対象領域は図3、評価対象地震は表1のとおりである。



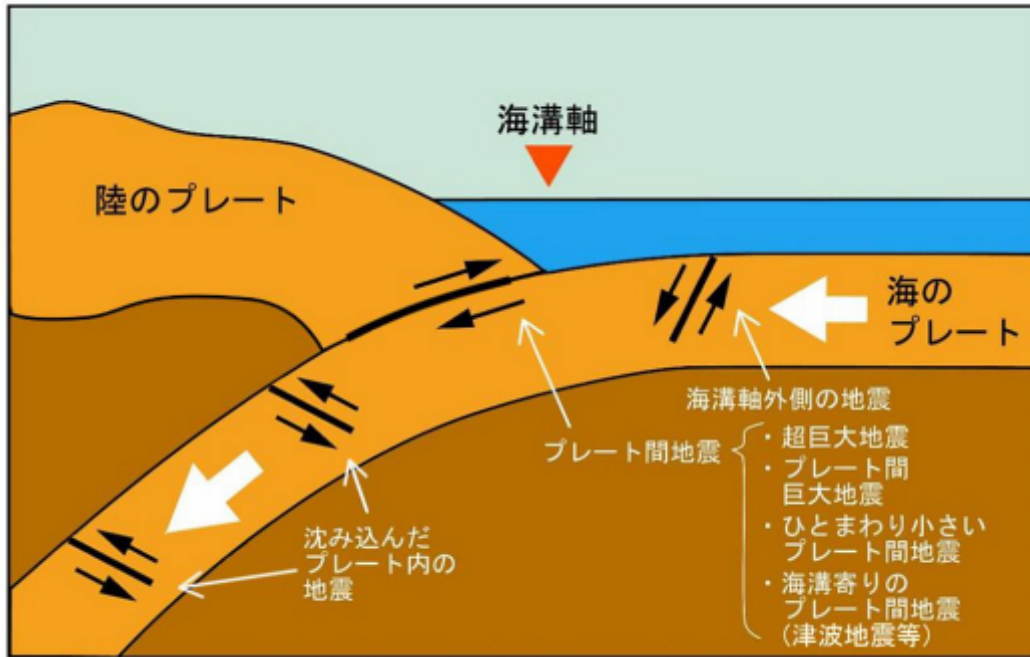
「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」（平成31年2月、地震調査研究推進本部地震調査委員会）より

表1 評価対象地震

	評価対象地震	定義
プレート間地震※ ¹	プレート間巨大地震※ ³	おおむねM (マグニチュード) 8を超えるプレート間地震。
	連動型の地震	プレート間巨大地震の中で、複数の領域に震源域がまたがるもの。
	超巨大地震 (東北地方太平洋沖型) ※ ⁴	東北地方太平洋沖地震のような低頻度で発生するM9クラスの超巨大なプレート間地震。
	ひとまわり小さいプレート間地震	プレート間巨大地震よりも規模が小さいM7.0以上のプレート間地震。
	宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震 (宮城県沖地震)	評価対象領域の中では、対象規模の地震の発生が確認されていない領域がある。 また、宮城県沖の陸寄りの領域では、ひとまわり小さいプレート間地震が東北地方太平洋沖地震の発生前まで繰り返し発生していて、それらは「宮城県沖地震」として知られている。
	青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄りのプレート間地震 (津波地震等)	プレート境界の浅部が破壊し、揺れは小さいが大きな津波をもたらす地震 (以下、津波地震※ ⁵ と呼ぶ)。 また、津波地震ではなくとも、プレート間地震で深部と浅部が同時に破壊し、津波を伴う場合がある (そのような地震として東北地方太平洋沖地震が挙げられる)。
プレート内地震※ ²	沈み込んだプレート内の地震※ ⁶	青森県東方沖から房総沖にかけての深さ約100km以浅の沈み込んだプレート内で発生する地震。
	海溝軸外側の地震※ ⁷	太平洋プレートの沈み込みに伴って、海溝軸よりも沖合の太平洋プレートの内部が破壊することによって発生する地震。

「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」 (平成31年2月、地震調査研究推進本部地震調査委員会) より

- ※1 二つのプレートの境界面が破壊される (ずれる) ことによって発生する地震
- ※2 プレートの内部が破壊されることによって発生する地震
- ※3 「巨大地震」の明確な定義はない。
- ※4 超巨大地震の表現は地震調査研究推進本部の「新たな地震調査研究の推進について (平成21年4月21日公表、平成24年9月6日改訂)」に従った。
- ※5 「津波地震」は地震学の用語 (Kanamori, 1972) であり、津波地震のみが津波を発生させる訳ではなく、全ての評価対象地震について津波が発生する可能性がある。
- ※6 地震学では一般にスラブ内地震と呼ばれる。
- ※7 地震学では一般にアウターライズ地震と呼ばれる。



黒矢印は断層運動の例で、地震のメカニズムによって方向は変わる。白矢印はプレートの沈み込む方向を示す。

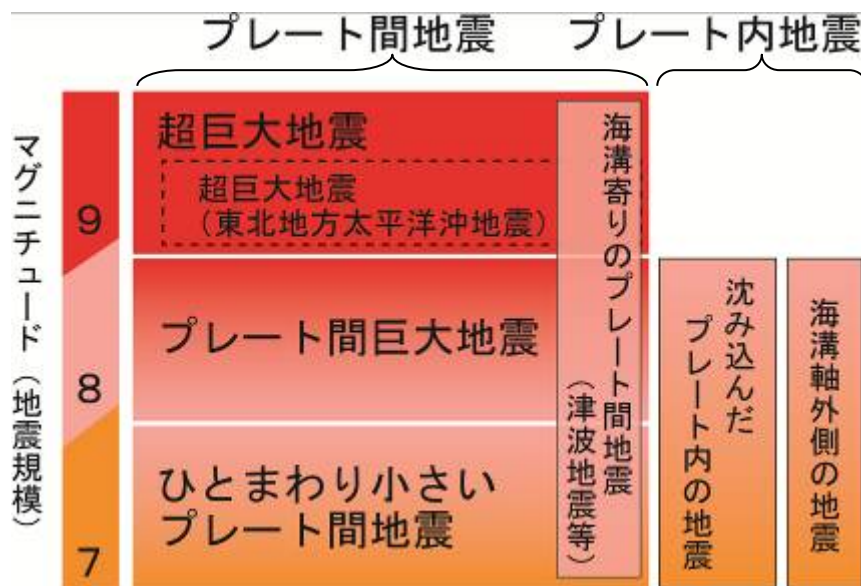


図4 評価対象地震と規模の概念図

「日本海溝沿いの地震活動の長期評価 概要資料」 (平成31年2月26日、地震調査研究推進本部事務局) より

また、推進本部は、主要な活断層や海溝型地震の長期評価を随時公表しており、平成31年(2019年)1月1日を基準日として算定された地震の発生確率値を公表していたが(平成31年2月26日公表)、その後に再計算を実施し、毎年1月1日を基準日とした長期評価による地震発生確率値に更新されている。(表2)

表2 海溝型地震の長期評価の概要（基準日 令和8年（2026年）1月1日）※1

領域または地震名		長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔		
			10年 以内	30年 以内	50年 以内	最新発生時期		
日本海溝沿いの地震	プレート間地震	超巨大地震 (東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550年～600年 程度 ----- 14.8年前	
		宮城県沖	7.9程度	9%	20%程度	40%程度	109.0年 ----- —	
		ひとまわり 小さいプレート間地震	宮城県沖	7.0～7.5程度	50%程度	90%程度	90%程度 以上	12.6～14.7年 ----- —
			宮城県沖の 陸寄りの地震 (宮城県 沖地震)	7.4前後	0.001% ～ 5%	80%～ 90%程度 以上※3	90%程度 以上	38.0年 ----- 14.8年前
		海溝寄りのプレート間 地震（津波地震等）	Mt8.6～9.0※2	9%	30%程度	40%程度	102.8年 ----- —	
	プレート内地震	沈み込んだ プレート内の地震	7.0～7.5程度	30%～ 40%	60%～ 70%	80%～ 90%	22.0年～ 29.4年 ----- —	
海溝軸外側の地震		8.2前後	2%	7%	10%程度	411.2年 ----- —		

「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」（令和8年1月14日、地震調査研究推進本部地震調査委員会）より

※1 宮城県に関連する長期評価の抜粋である。

※2 Mtは津波マグニチュード（津波の高さの空間分布を使って算出する地震の大きさの指標）を示す。

※3 「宮城県沖の陸寄りの地震」は一般的に「宮城県沖地震」と呼ばれる繰り返し発生する地震であり、地震調査委員会の長期評価における「宮城県沖」の地震の領域内で発生する。「宮城県沖の陸寄りの地震」の発生確率はBRT分布を用いて計算しているため、想定した次の地震が起きないかぎり、年数経過とともに地震発生確率値は増加する。一方、「宮城県沖」の地震の発生確率はポアソン過程で計算しているため、年数経過は関係なく、地震発生確率値は変わらない。そのため、「宮城県沖の陸寄りの地震」の発生確率は、これを含む「宮城県沖」の地震の発生確率を上回ることがある。

ただし、前述の「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」（平成31年2月、地震調査研究推進本部地震調査委員会）では、宮城県沖のプレート間巨大地震、宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震については、東北地方太平洋沖地震の余効すべり※による応力変化の影響で、宮城県沖の陸寄りの部分では東北地方太平洋沖地震以前の平均的な状況と比べて地震が発生しやすくなったと考えられるため、地震発生確率はより高い可能性があるとしているほか、宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）においては、地震発生確率はより高い可能性があるとともに、震源域が陸寄りに特定されているため、1987年宮城県沖地震のように大きな被害を引き起こす可能性があることに留意が必要であるとされている。

※地震後に地震断層が揺れを起こさず、ゆっくりとすべる現象

(3) 活断層帯の長期評価

政府の推進本部では、海溝型地震と同様に、活断層で起きる地震についても長期評価結果を公表している。

本県には3つの主要活断層帯があり、それぞれの断層帯全体が1つの区間として活動する場合の地震規模及び発生する長期確率は表3に示すとおりである。

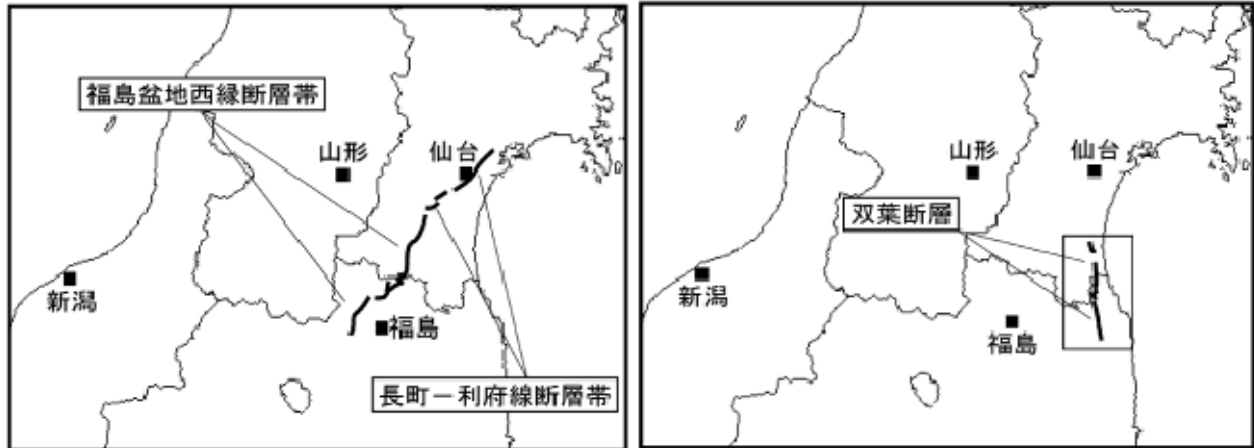


図5 長町－利府線断層帯・福島盆地西縁断層帯・双葉断層の概略位置図

表3 主要活断層帯の長期評価の概要（基準日 令和8年（2026年）1月1日）

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔
		30年 以内	50年 以内	100年 以内	最新活動時期
長町－利府線断層帯 ^{※1}	7.0～7.5程度	1%以下	2%以下	3%以下	3,000年程度以上 約16,000年前以後
福島盆地西縁断層帯	7.8程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	8,000年程度 約2,200年前以後-3世紀以前
双葉断層 ^{※2}	6.8-7.5程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	8,000年-12,000年程度 約2,400年前以後-2世紀以前

「主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和8年（2026年）1月1日）＜都道府県別＞」より

※1 長町－利府線断層帯は、最新活動時期が約16,000年前以後と求められているが、平均活動間隔3,000年に対して十分に絞り込まれていない。このため、地震発生確率の計算に際しては、ポアソン過程を用いた。

※2 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴い、双葉断層では、地震発生確率が表の値より高くなっている可能性がある。

(1) 第五次地震被害想定調査の前提条件等

本県では、地震被害想定調査をこれまで2度（昭和59～61年度（第一次）、平成7～8年（第二次））行ってきたが、政府の推進本部の評価における新しい知見や第二次調査後の社会的条件の変化を踏まえて、よりの確な地震防災対策を施行していくために、第三次の地震被害想定調査を実施し、平成16年3月に調査結果を公表した。

その後、平成22年度及び23年度の2か年度の計画で新たな宮城県防災会議地震対策等専門部会を設置し、第四次の地震被害想定調査に着手し、地震動・液状化の予測、津波の予測は実施したものの、平成23年度に予定していた調査のための基礎資料（ライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本）の対象が東日本大震災の被害により毀損したことから、これらに基づく被害想定調査を行うことができなくなったため、第四次の調査は被害想定まで行わない中間報告をもって完了となった。

その後、被災市町村において復興に向けたまちづくりがある程度進展したと判断されたことから、令和3年度から令和5年度の3か年にかけて第五次地震被害想定調査が公表された。

これまでの調査では宮城県沖地震は単独型と連動型の2つを対象としていたが、第五次地震被害想定調査では表4に示す対象地震に変更されている。

表4 地震被害想定調査における対象地震

地震被害想定調査	対象地震
第三次調査 2002(H14)～2003(H15)	宮城県沖地震（単独型）、宮城県沖地震（連動型） 昭和三陸地震（津波のみ）、長町 - 利府線断層帯地震
第四次調査 2010(H22)～2011(H23) ※第四次調査は東日本大震災で中断	
第五次調査 2021(R3)～2023(R5)	①東北地方太平洋沖地震、②宮城県沖地震（連動型） ③スラブ内地震、④長町 - 利府線断層帯地震

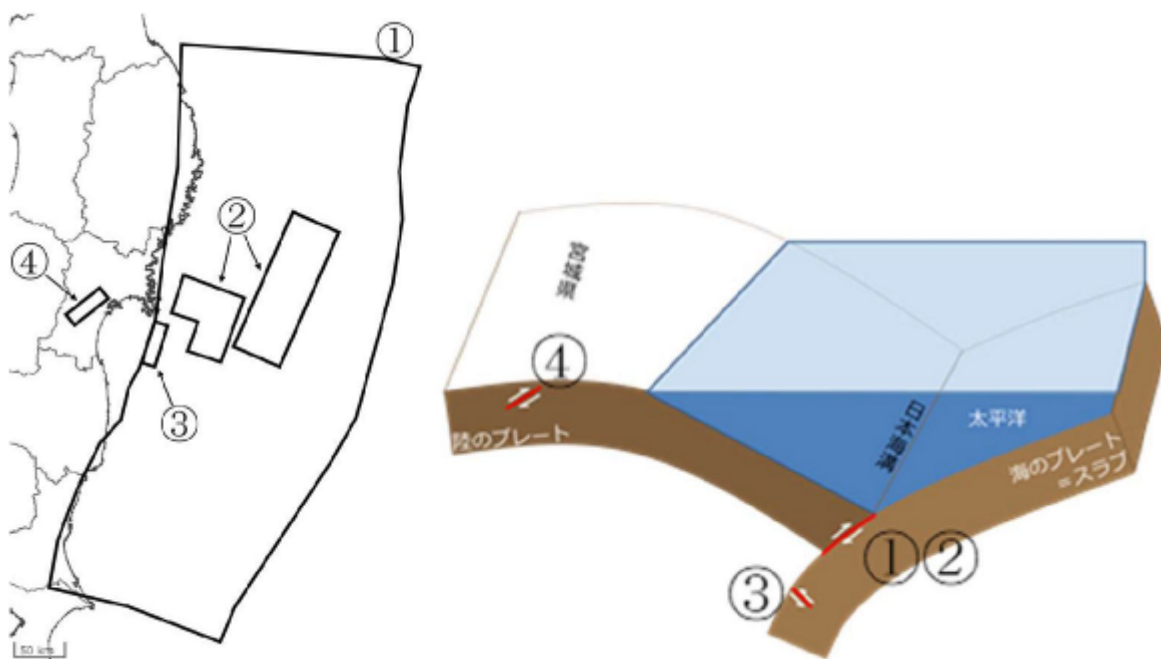
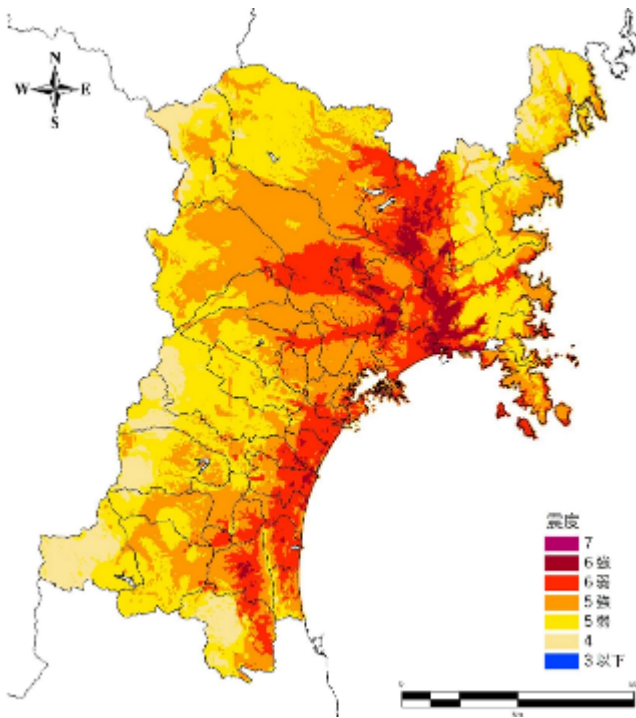
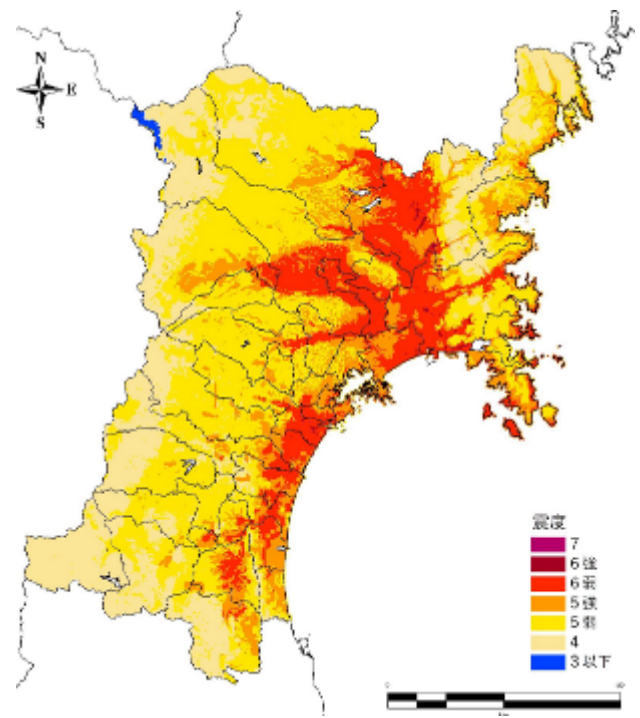


図6 対象地震の断層位置と模式図

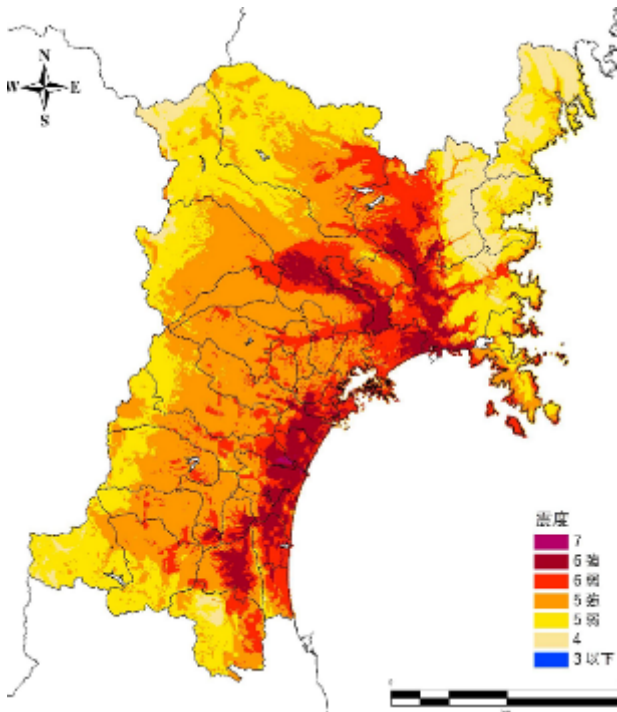
東北地方太平洋沖地震



宮城県沖地震（連動型）



スラブ内地震



長町 - 利府線断層帯地震

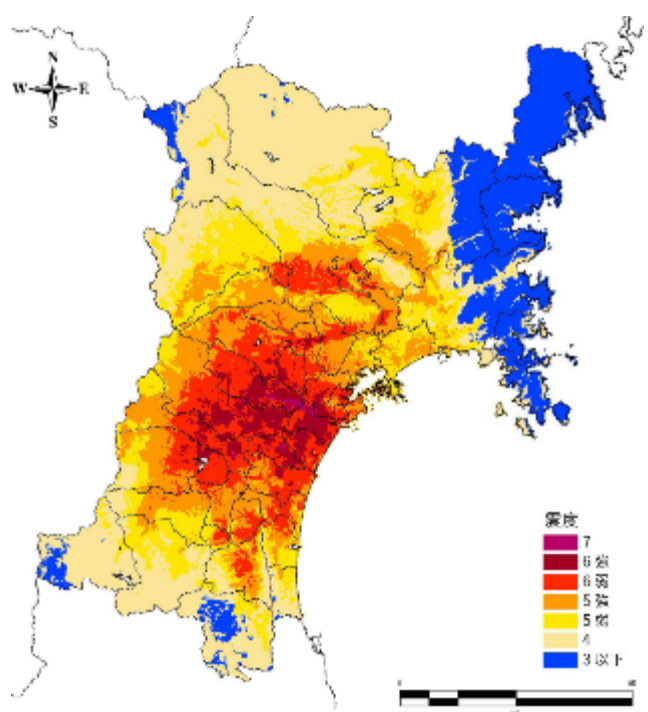
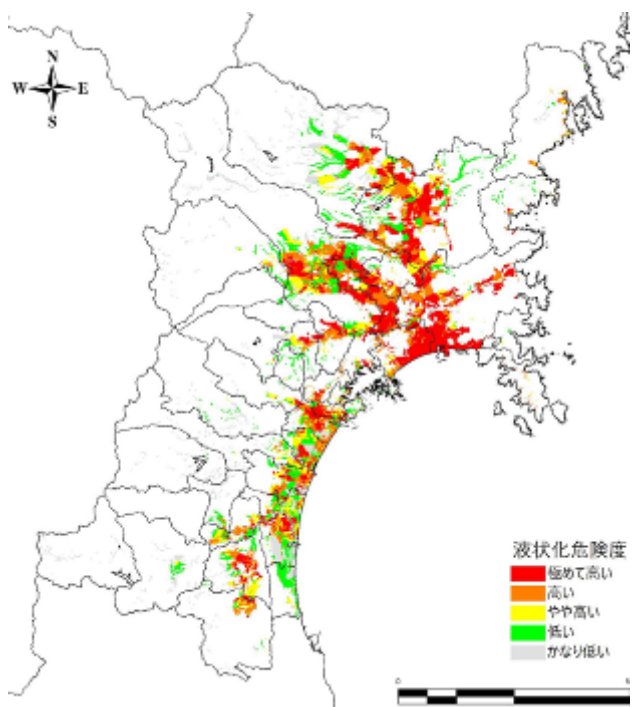
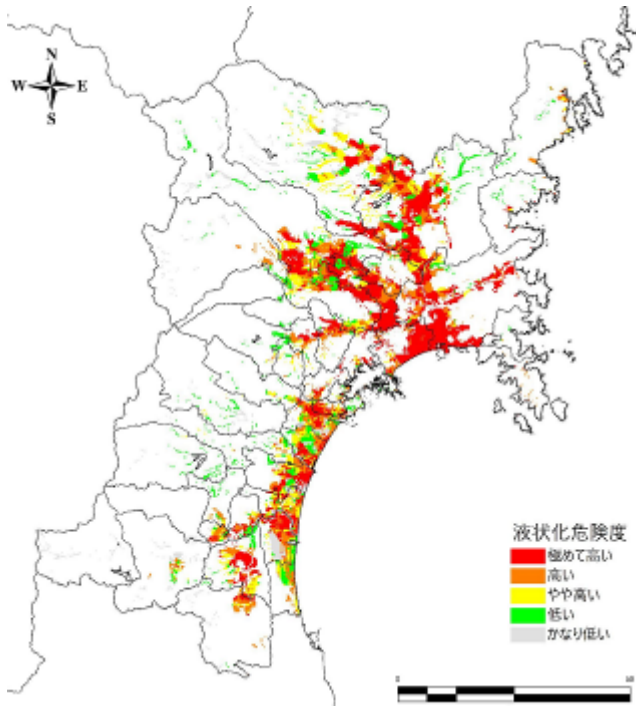


図7 地表震度予測

東北地方太平洋沖地震

宮城県沖地震（連動型）



スラブ内地震

長町 - 利府線断層帯地震

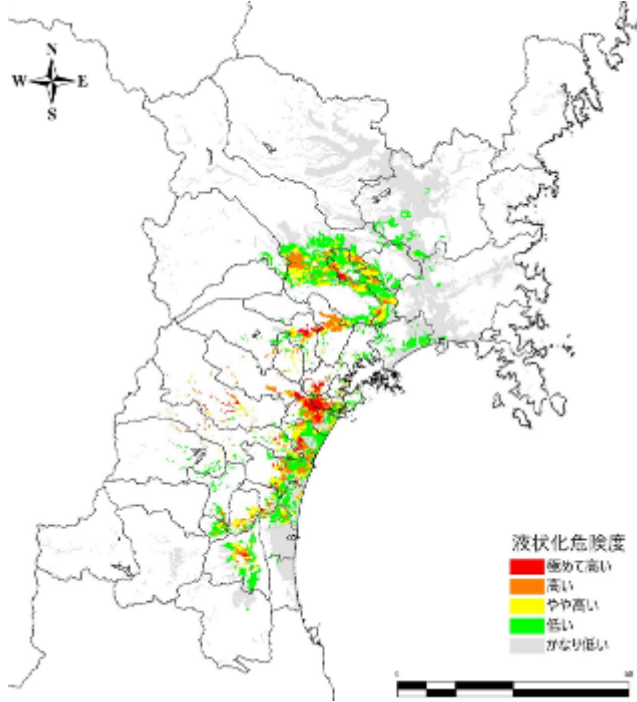
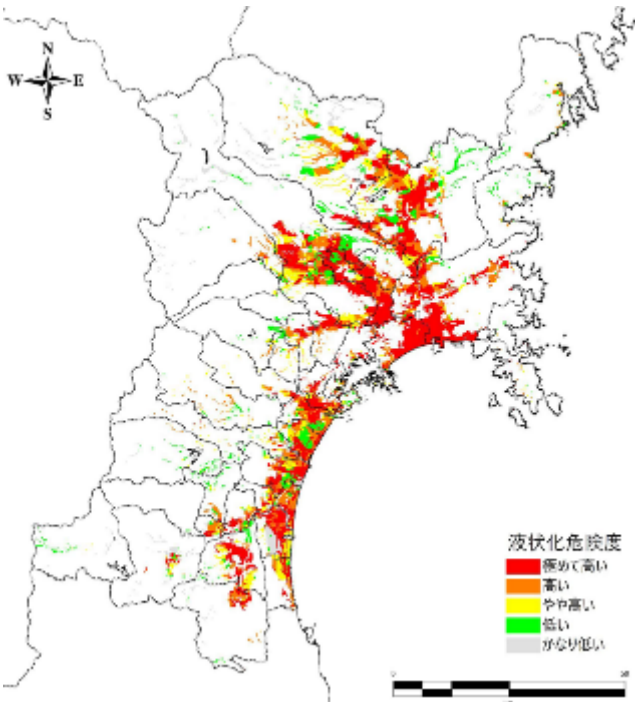


図 8 液状化危険度予測

(2) 建築物被害の予測結果

建築物被害のうち、揺れによる被害（液状化、揺れ（強振動）、急傾斜地崩壊）の予測結果について、想定地震別に全県の状況を表5、液状化による全建築物の全壊棟数分布図を図9、揺れによる全建築物の全壊棟数分布図を図10に示した。

表5 全県における建築物の被害予測結果一覧表（揺れによる被害）

（単位：棟）

<全壊・焼失>

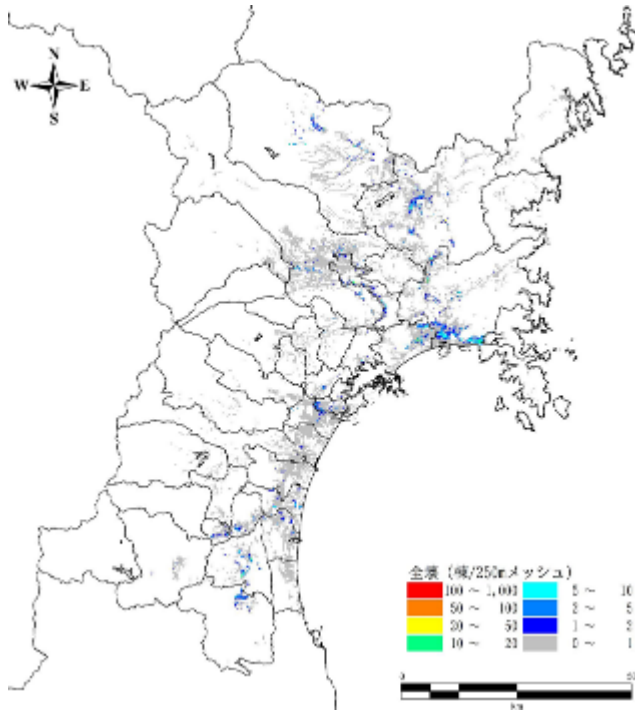
被害項目	季節時刻	東北地方 太平洋沖地震	宮城県沖地震 (連動型)	スラブ内地震	長町-利府線断層帯 地震
液状化	冬5時	5,031	4,695	5,122	1,410
	夏12時	5,031	4,695	5,122	1,410
	冬18時	5,031	4,695	5,122	1,410
揺れ（強振動）	冬5時	1,661	717	4,154	3,323
	夏12時	1,655	717	4,138	3,314
	冬18時	1,661	717	4,154	3,323
急傾斜地崩壊	冬5時	3	3	4	3
	夏12時	3	3	4	3
	冬18時	3	3	4	3

<半壊>

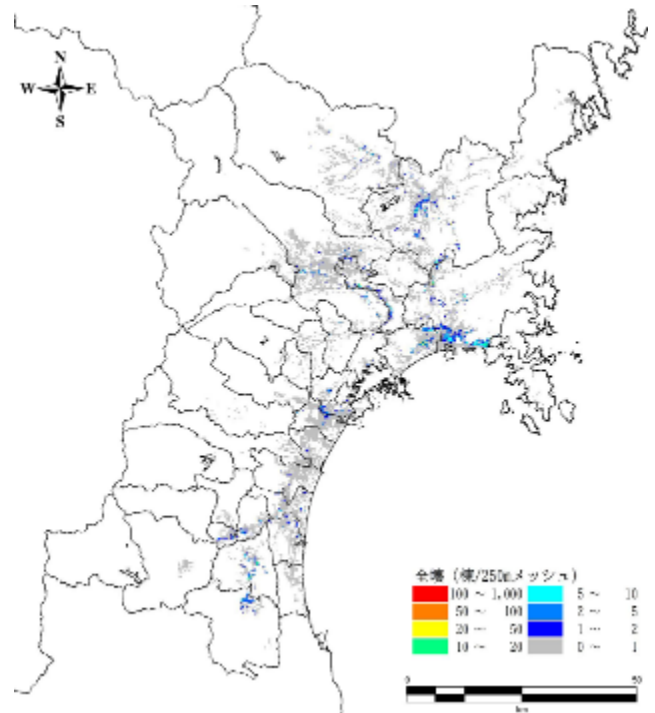
被害項目	季節時刻	東北地方 太平洋沖地震	宮城県沖地震 (連動型)	スラブ内地震	長町-利府線断層帯 地震
液状化	冬5時	25,974	24,744	26,433	8,883
	夏12時	25,974	24,744	26,433	8,883
	冬18時	25,974	24,744	26,433	8,883
揺れ（強振動）	冬5時	6,297	3,493	12,148	9,260
	夏12時	6,256	3,489	12,065	9,237
	冬18時	6,297	3,493	12,148	9,260
急傾斜地崩壊	冬5時	7	6	9	7
	夏12時	7	6	9	7
	冬18時	7	6	9	7

※本調査は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、数値はある程度幅を持って見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

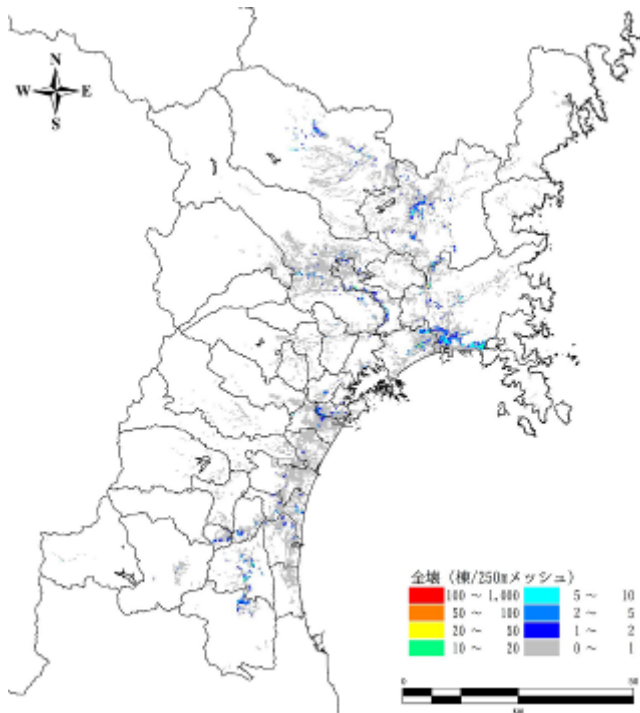
東北地方太平洋沖地震



宮城県沖地震 (連動型)



スラブ内地震



長町 - 利府線断層帯地震

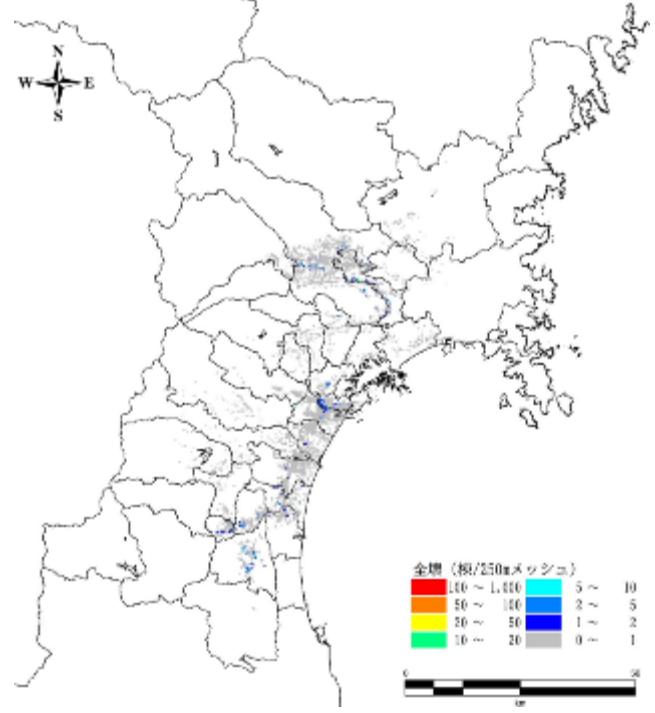
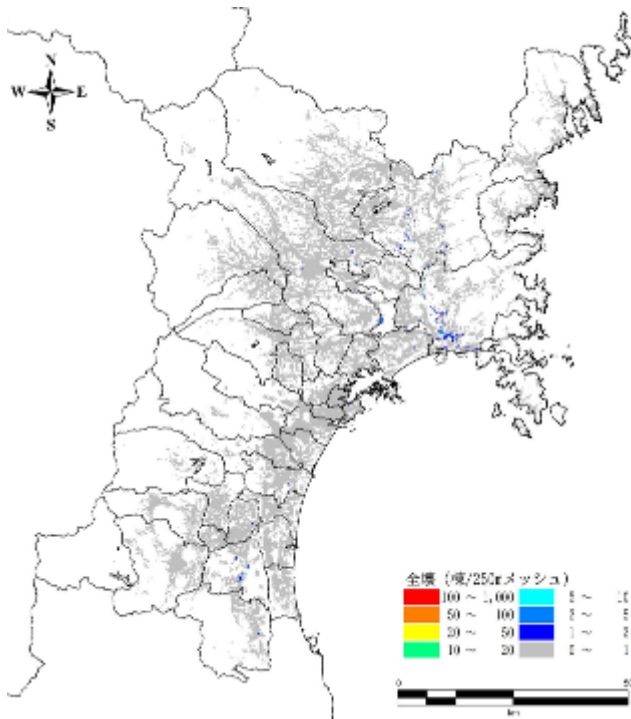
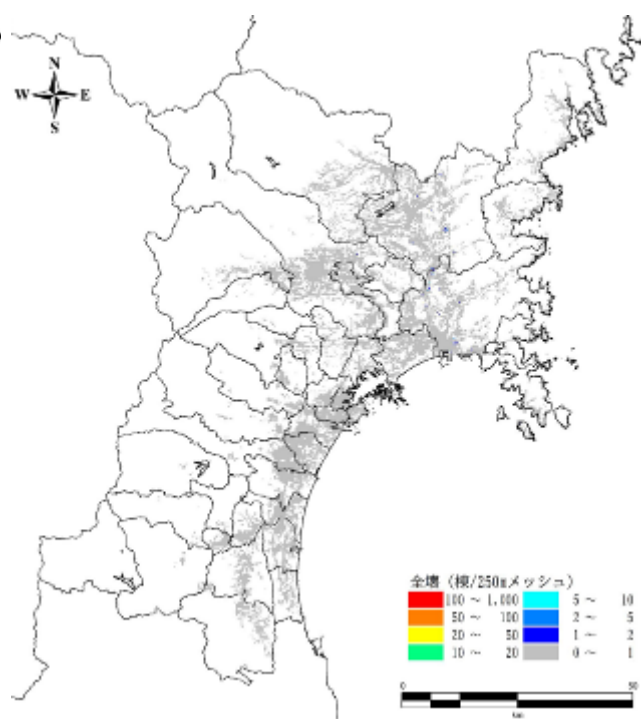


図9 液状化による建物全壊棟数分布図

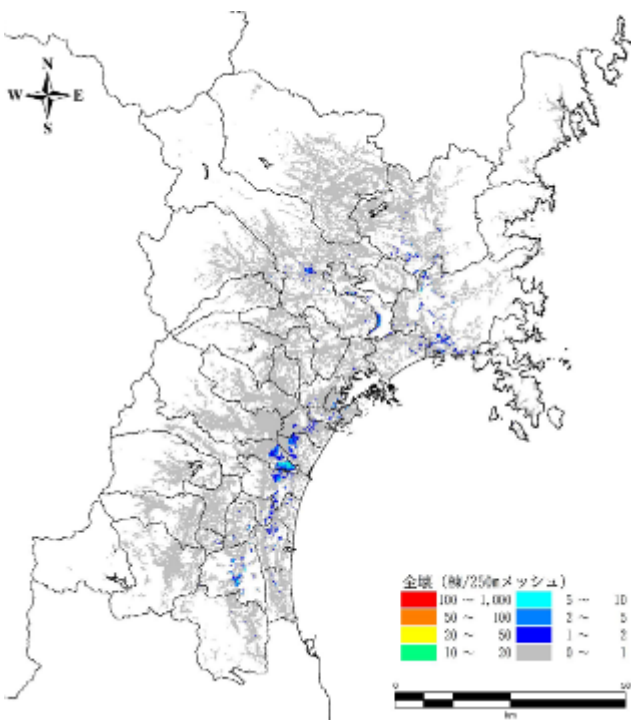
東北地方太平洋沖地震



宮城県沖地震（連動型）



スラブ内地震



長町 - 利府線断層帯地震

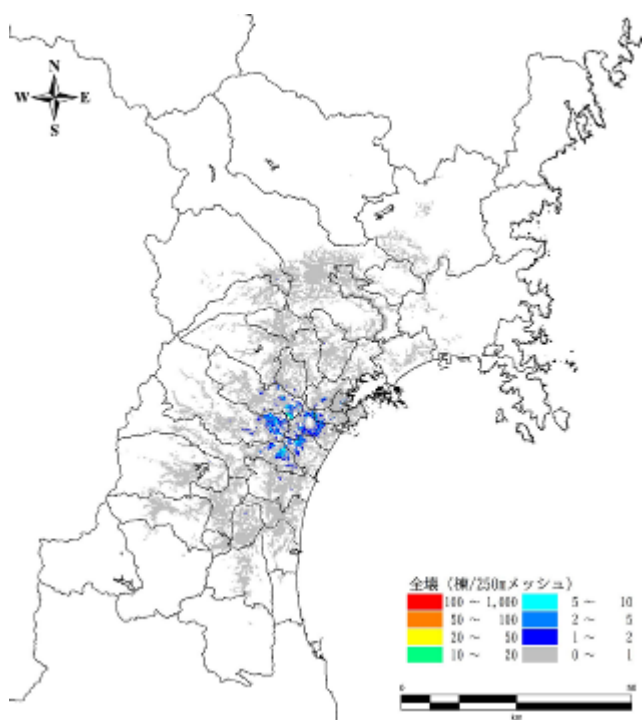


図10 揺れによる建物全壊棟数分布図

また、図 12 に、広域的な輸送等の観点から、優先的に沿道建築物の耐震化を促進すべき道路（緊急輸送道路等のうち宮城県庁、県合同庁舎、県内各市役所本庁舎、町村役場本庁舎、仙台駅、仙台空港、仙台港及び圏域防災拠点など主要な施設へ連絡する路線）を示す。



図 12 緊急輸送道路のうち主要な施設へ連絡する路線図